

邑南町国民保護計画

(資料編)

平成21年3月策定
平成22年5月改訂
平成23年4月改訂
平成26年6月改訂
平成27年6月改訂
平成29年6月改訂
令和元年6月改訂

邑 南 町

目 次

1	国民保護関係機関	1
(1)	国民保護措置の仕組み	1
(2)	関係機関の事務又は業務の大綱	2
(3)	関係機関の連絡先	5
	・ 指定行政機関等	5
	・ 国の関係出先機関（指定地方行政機関）	6
	・ 自衛隊	9
	・ 関係指定公共機関	10
	・ 指定地方公共機関	12
	・ 県支部（出先機関）	14
	・ 市町村機関（国民保護担当課）	15
	・ 市町村機関（教育委員会）	18
	・ 消防機関	20
2	動員体制	22
(1)	町職員の参集基準	22
(2)	町職員の数	22
(3)	消防団員の数	23
3	人口及び世帯数	23
4	輸送関連	24
(1)	道路通行規制基準	24
(2)	バス・タクシー事業所別車両保有台数	25
(3)	公用車一覧表	25
(4)	防災ヘリコプター緊急離着陸場	32
5	救援	33
(1)	避難施設等	33
	① 避難施設一覧	33
	② 収容施設として活用できる土地（県指定）	35
(2)	生活物資の備蓄及び調達	36
(3)	医療関係	46
(4)	臨時の医療施設として想定される場所（県指定）	47
(5)	火葬場	47

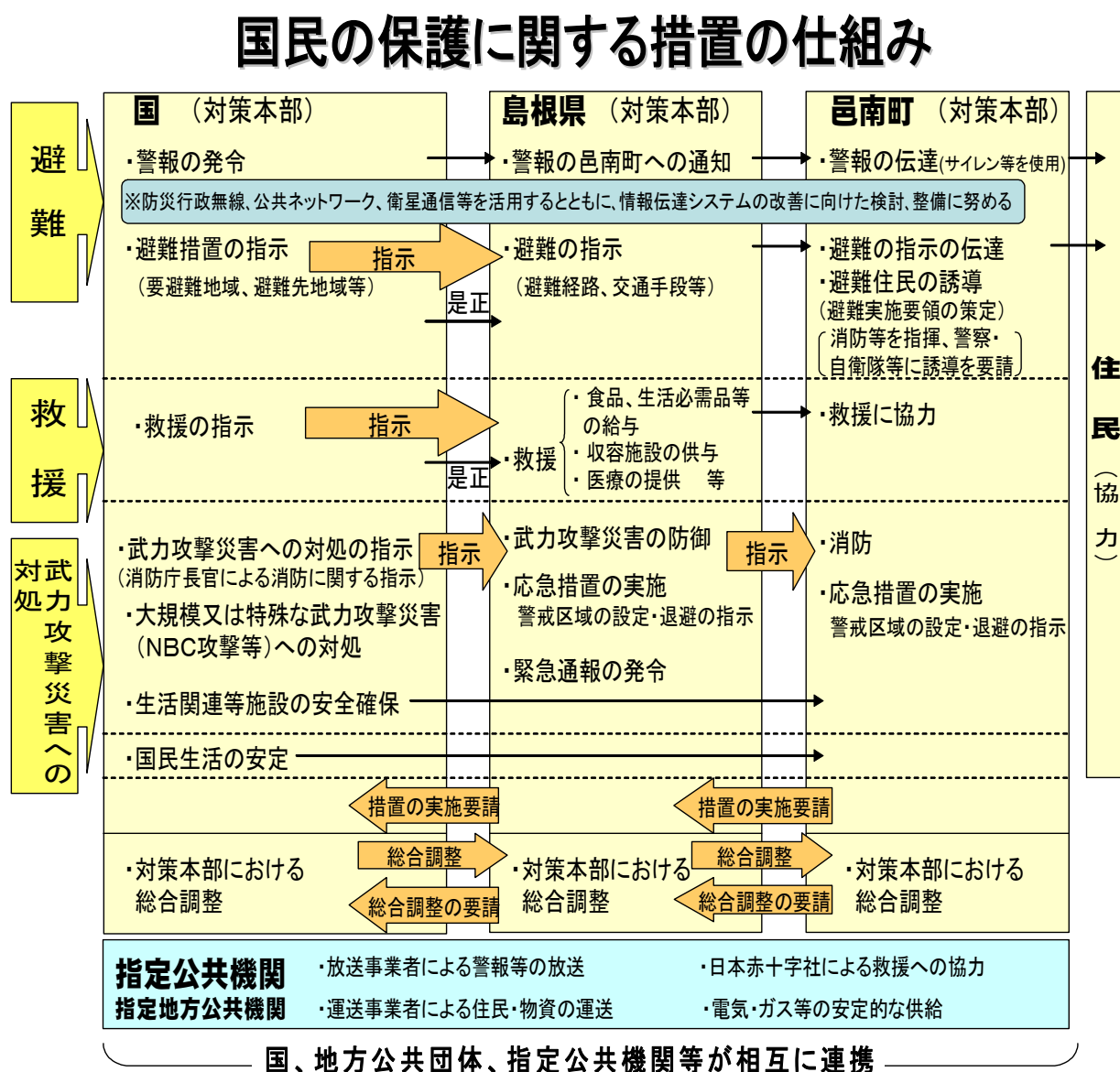
○資料

- ・ 邑南町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例・・・・・・・・・・ 4 8
- ・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による
救済の程度及び方法の基準（平成16年厚生労働省告示第343号）・・・・・・・・ 5 0
- ・ 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情
報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（平成17年
総務省令第44号）《安否情報様式》・・・・・・・・・・ 5 7
- ・ 被災情報報告様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 4
- ・ 火災・災害等速報要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 5
- ・ 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本
的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動
物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）・・・・・・ 7 8
- ・ 島根県防災ヘリコプター応援協定・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 0

1 国民保護関係機関

(1) 国民保護措置の仕組み

国、島根県、邑南町等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みは、下図のとおりである。



(2) 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、町、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【町】

機関の名称	事務又は業務の大綱
邑 南 町	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
島 根 県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国管区警察局	4 警察通信の確保及び統制
中国総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
中国財務局 (松江財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関 (浜田税関支署) (境税関支署)	1 輸入物資の通関手続
中国四国厚生局	1 医療の指導及び監督 2 感染症の発生及びまん延の防止 3 保健衛生の確保
島根労働局	1 被災者の雇用対策
中四国農政局 (島根農政事務所)	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局 (島根森林管理署)	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
中国経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中国四国産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保 2 鉱山における災害時の応急対策
中国地方整備局 (浜田河川国道事務所) (出雲河川事務所) (斐伊川・神戸川総合開発工事事務所) (松江国道事務所) (境港湾・空港整備事務所)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
中国運輸局 (島根運輸支局)	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局 (美保空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京・福岡航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
第八管区海上保安本部 (浜田海上保安部) (境海上保安部) (境海上保安部隠岐海上保安署)	1 船舶内にある者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消化活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
中国四国地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
中国四国防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
【災害研究機関】	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
【放送事業者】	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
【運送事業者】	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
【電気通信事業者】	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
【電気事業者】	1 電気の安定的な供給
【ガス事業者】	1 ガスの安定的な供給
【水道事業者】 【水道用水供給事業者】 【工業用水道事業者】	1 水の安定的な供給
【郵便事業者】	1 郵便の確保
【一般信書便事業者】	1 信書便の確保
【病院その他医療機関】	1 医療の確保
【河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者】	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行なわれる資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持

(3) 関係機関の連絡先

【指定行政機関等】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX e-mail	その他の 連絡方法
内閣府	大臣官房 企画調整課	千代田区永田町1-6-1	T:03-3581-3513 F:03-3581-4839	
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	千代田区霞が関2-1-2	T:03-3581-0141 F:03-3581-0744	
警察庁	警備局 警備企画課	千代田区霞が関2-1-2	T:03-3581-0141 F:03-3581-0744	
防衛庁	運用局 運用課	新宿区市谷本村町5-1	T:03-3268-3111 F:03-5225-3022	各都道府県からの連絡の窓口は別紙のとおり
防衛施設庁	総務部 総務課企画室	新宿区市谷本村町5-1	T:03-3268-3111 F:03-5227-2224	
金融庁	総務企画局 政策課	千代田区霞が関3-1-1	T:03-3506-6433 F:03-3506-6011	
総務省	大臣官房 総務課	千代田区霞が関2-1-2	T:03-5253-5089 F:03-5253-5093	中防電話:4821
消防庁	国民保護・防災部 防災課国民保護室	千代田区霞が関2-1-2	T:03-5253-7550 F:03-5253-7543	
法務省	大臣官房 秘書課政策評価企画室	千代田区霞が関1-1-1	T:03-3580-4160 F:03-3592-7009	
公安調査庁	総務部 総務課	千代田区霞が関1-1-1	T:03-3592-2638 F:03-3592-6605	
外務省	大臣官房総務課 危機管理調整室	千代田区霞が関2-2-1	T:03-5501-8059 F:03-5501-8057	
財務省	大臣官房総合政策課 企画官室	千代田区霞が関3-1-1	T:03-3581-7934 F:03-5251-2163	
国税庁	長官官房 総務課	千代田区霞ヶ関3-1-1	T:03-3581-4161 F:03-3593-0401	
文部科学省	大臣官房 文化施設企画部 施設企画課防災推進室	千代田区丸の内2-5-1	T:03-6734-2290 F:03-6734-3690	中央防災無線電話:6412 中央防災無線FAX:6441 危機管理WAN電話:44113 危機管理WANFAX:44902
文化庁	連絡先は文部科学省と同様	千代田区丸の内2-5-1	T:03-6734-2290 F:03-6734-3690	中央防災無線電話:6412 中央防災無線FAX:6441 危機管理WAN電話:44113 危機管理WANFAX:44902

名称	担当部署	所 在 地	電話・FAX e-mail	その他の 連絡方法
厚生労働省	社会・援護局 総務課	千代田区霞ヶ関1-2-2	T:03-3595-2612 F:03-3503-3099	
農林水産省	総合食料局 食料企画課	千代田区霞ヶ関1-2-1	T:03-3502-7942 F:03-3591-1648	
林野庁	連絡先は農林水産 省と同様	千代田区霞が関1-2-1	T:03-3501-3884 F:03-3591-1648	
水産庁	連絡先は農林水産 省と同様	千代田区霞が関1-2-1	T:03-3501-3884 F:03-3591-1648	
経済産業省	連絡先は原子力安 全・保安院と同様	千代田区霞ヶ関1-3-1	T:03-3501-1637 F:03-3501-1167	
資源エネルギー庁	総合政策課	千代田区霞が関1-3-1	T:03-3501-1511	
中小企業庁	長官官房 官房参事官室	千代田区霞が関1-3-1	T:03-3501-1511	
原子力安全 ・保安院	企画調整課	千代田区霞が関1-3-1	T:03-3501-1637 F:03-3501-1167	
国土交通省	危機管理室	千代田区霞ヶ関2-1-3	T:03-5253-8888 F:03-5253-8891	
国土地理院	総務部 総務課	茨城県つくば市北郷1	T:029-864-4148 F:029-864-1807	
気象庁	総務部 総務課	千代田区大手町1-3-4	T:03-3211-3014 F:03-3201-0682	
海上保安庁	総務部 国際・危機管理官	千代田区霞が関2-1-3	T:03-3591-9822 F:03-3580-8778	
環境省	大臣官房総務課	千代田区霞ヶ関1-2-2	T:03-3580-1374 F:03-3580-2517	

【国の関係出先機関】
《指定地方行政機関》

名称	担当部署	所 在 地	電話・FAX e-mail	その他の 連絡方法
中国管区警察局	広域調整部 災害対策官	広島市中区上八丁堀6-30	T:082-228-6411 (内線5521) F:082-228-3920	
広島防衛施設局	総務部総務課	広島市中区上八丁堀6-30	T:082-223-8284 F:082-223-8102	

名称	担当部署	所在地	電話・FAX e-mail	その他の 連絡方法
中国総合通信局	総務部総務課	広島市中区東白島19-36	T:082-222-3302 F:082-221-0075 M:chugoku-soumu@ rbt.soumu.go.jp	
中国財務局	総務部総務課	広島市中区上八丁堀6-30	T:082-221-9221 F:082-502-3688	
松江財務事務所	総務課	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎内	T:0852-21-5231 F:0852-26-3134 M:matsue.soumu@ tg.lfb-mof.go.jp	
神戸税関	総務部総務課 総務第一係	神戸市中央区新港町12-1	T:078-333-3010、 078-333-3000(24 H) F:078-333-3134 M:somu1@kobe-cus toms.go.jp	
浜田税関支署		浜田市長浜町1785-16 浜田港湾合同庁舎内	T:0855-27-0366 F:0855-27-4180 M:hamada@kobe- customs.go.jp	
境税関支署	総務課	境港市昭和町9番地 境港港湾合同庁舎内	T:0859-42-2228 F:0859-42-3893 M:sakai@kobe- customs.go.jp	
中国四国厚生局	総務課	広島市中区上八丁堀6-30	T:082-223-8181 F:082-223-8155	
島根労働局	総務部総務課	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5F	T:0852-20-7004 F:0852-20-7023	
中国四国農政局	企画調整室	岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	T:086-224-4511 (内線2115) 086-224-9400(夜) F:086-235-8115	
島根農政事務所	総務課	松江市東朝日町192	T:0852-24-7311 F:0852-27-0641 M:shimanenousei@ chushi.maff.go.jp	

名称	担当部署	所在地	電話・FAX e-mail	その他の 連絡方法
近畿中国森林管理局	企画調整室	大阪市北区天満橋1-8-75	T:06-6881-3402 F:06-6881-3415	
島根森林管理署	総務課	松江市内中原町207	T:0852-24-5452 F:0852-24-5454	
中国経済産業局	総務企画部 総務課	広島市中区上八丁堀6-30	T:082-224-5615 F:082-224-5640	
中国四国産業保安監督部	管理課	広島市中区上八丁堀6-30	T:082-224-5753 F:082-224-5699 M:kanri-chugoku@ meti.go.jp	
島根原子力保安検査 官事務所		松江市内中原町52 島根県原子力防災センター	T:0852-22-1947 F:0852-28-4879	
中国地方整備局	企画部防災課	広島市中区上八丁堀6-30	T:082-221-9231 携:090-4570-0035 F:082-227-2651 M:bousai@cgr.mli t.go.jp	マイク回線: 87-3125
中国運輸局	交通環境部 環境・安全防災 課	広島市中区上八丁堀6-30	T:082-228-3495 F:082-228-3629 携:080-1919-1830 M:chugoku-koukan @cgt.mlit.go.jp	
島根運輸支局		松江市馬潟町43-3	T:0852-38-8111 F:0852-37-2030 携:080-1937-2776	
大阪航空局	総務部 航空保安対策 課	大阪市中央区大手前4-1- 76 大阪合同庁舎内	T:06-6949-6211、 06-6949-0239 F:06-6945-8460	
美保空港事務所	管理課	境港市佐斐神町2064	T:0859-45-6111 F:0859-47-2050 M:cab-miho@muse. ocn.ne.jp	
東京航空交通管制部	総務課	所沢市並木1-12	T:04-2992-1181 F:04-2992-1925	

名称	担当部署	所在地	電話・FAX e-mail	その他の 連絡方法
福岡航空交通管制部	総務課	福岡市東区大字奈多字小 瀬抜1302-17	T:092-607-7111 F:092-607-0474 M:faccsoumu@facc .mlit.go.jp	
大阪管区气象台	総務部業務課	大阪市中央区大手前4-1- 76 大阪合同庁舎内	T:06-6949-6300 F:06-6949-6139	
松江地方气象台	防災業務課	松江市西津田7-1-11	T:0852-22-3784 F:0852-22-3827	
第八管区海上保安本部	総務部総務課	舞鶴市字下福井901 舞鶴港湾合同庁舎	T:0773-76-4100(代) F:0773-76-4103	
浜田海上保安部	警備救難課	浜田市市長浜町1785-16	T:0855-27-0771 F:0852-27-0771	
境海上保安部	警備救難課	境港市昭和町9-1	T:0859-42-2531 F:0859-42-2531	

《自衛隊》

名称	担当部署	所在地	電話・FAX e-mail	その他の 連絡方法
陸上自衛隊中部方面 総監部	防衛部	伊丹市緑ヶ丘7-1-1	T:072-782-0001 (内線2256) (当直2259)	
海上自衛隊舞鶴地方 総監部	第3幕僚室	舞鶴市字余部下1190	T:0773-62-2250 (内線2222) (当直2223) F:0773-64-3609 M:mrh-op@mm.jmsdf .go.jp	
航空自衛隊第3輸送 航空隊	防衛部	境港市小篠津町2256	T:0859-45-0211 (内線231) (当直225)	

【関係指定公共機関】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX e-mail	その他の 連絡方法
日本放送協会	報道局 気象・ 災害センター	渋谷区神南2-2-1	T:03-5455-3409 F:03-3465-1936	
	松江放送局放 送部（報道）	松江市灘町1-21	T:0852-24-4511 F:0852-27-5856	
西日本旅客鉄道(株)	経営企画本部 経営企画グループ	大阪市北区芝田2-4-24	T:06-6375-8917 F:06-6375-8976	
	米子支社総務 企画室総務	米子市弥生町2	T:0859-32-0255 F:0859-32-8028	
(株)エアーニッポン				※業務計画策定後
日本航空ジャパン(株)	㈱日本航空 経営企画室	品川区東品川2-4-11	T:03-5769-6032 F:03-5769-6482	
	JALセールス山陰支 店	松江市御手船場町565-8	T:0852-28-1222	
中国ジェイアールバス(株)	総務部総務企 画課	広島市南区松原町1-6	T:082-261-0512 F:082-264-2546 M:general@chugoku -jrbus.co.jp	
西日本ジェイアールバス(株)	総務部総務グ ループ	大阪市此花区北港1-3-23	T:06-6466-8651 F:06-6466-7310	
日本通運(株)	作業管理部広 域自動車輸送 専任	港区東新橋1-9-4	T:03-6251-1430 F:03-6251-6676	
	松江支店総務 課	松江市平成町182-9	T:0852-21-0202 F:0852-21-0204	
佐川急便(株)	労務運行管理 部	京都市南区上鳥羽角田町 68	T:075-691-6500 F:075-681-2349	
	中国支社松江 営業所	松江市平成町182-41	T:0852-28-2662 F:0852-28-2676	
西濃運輸(株)	営業企画管理 室	岐阜県大垣市田口町1	T:0584-82-5025 F:0584-82-5041	
	松江支店	八束郡東出雲町出雲郷丁 ヶ坪1637-1	T:0852-52-4111 F:0852-52-4112	

名称	担当部署	所在地	電話・FAX e-mail	その他の 連絡方法
福山通運(株)	社長室CSR推進 室	江東区越中島3-6-15	T:03-3643-0292 F:03-3643-3730	
		松江市東津田町1247	T:0852-26-3514 F:0852-23-3894	
ヤマト運輸(株)	社会貢献部	中央区銀座2-16-10	T:03-3541-3411 F:03-3542-3887	
	津山主管支店 社会貢献課	岡山県苫田郡鏡野町古川 1072-5	T:0868-54-1189 F:0868-54-1984 M:y0770021@kuro nekoyamato.co.jp	
西日本電信電話(株)	災害対策本部	大阪市中央区馬場町3-8	T:06-4793-7471 F:06-6949-4630	
	島根支店 災害対策室	松江市東朝日町102	T:0852-20-7529 F:0852-20-7921	
(株)エヌ・ティ・ティ・トモ中 国	災害対策室	広島市西区商工センター2-6- 2	T:082-501-2127 F:082-501-2203	
	島根支店	松江市東朝日町88-1	T:0852-25-9501 F:0852-25-9504	
KDDI(株)	運用本部運用 管理部統括グループ	新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル	T:03-3347-5299 F:03-3347-6243	
	中国総支社管 理部	広島市中区胡町4-21 朝日生命広島胡町ビル7F	T:082-242-0163、 夜080-5065-9940 F:082-242-0434 M:chugoku-te@kddi.com	
日本テレコム(株)	総務部	港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング	T:03-6888-8000(代) F:03-3572-5540	
ボーダフォン(株)	総務部コーポレート セキュリティ室	港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング	T:03-6889-6304 F:03-6889-6603 携:090-9834-5847	
中国電力(株)	CSR推進部門 総務担当	広島市中区小町4-33	T:082-523-6140 F:082-523-6150	
	島根支社総務 担当	松江市母衣町115	T:0852-77-3001 F:0852-77-3002	

名称	担当部署	所在地	電話・FAX e-mail	その他の 連絡方法
日本郵政公社	本社CSR室	千代田区霞が関1-3-2	T:03-3504-4624 F:03-3506-6732	
	松江中央郵便局総務課	松江市東朝日町138	T:0852-21-3600 F:0852-25-3429 M:daihyo-53001@smn.japanpost.jp	
独立行政法人国立病院機構	本部 総務部総務課	目黒区東が丘2-5-21	T:03-5712-5050 F:03-5712-5081	
	中国四国ブロック 事務所総務経理課	東広島市西条町寺家513	T:082-493-6606 F:082-493-6616	
西日本高速道路株式会社	管理事業本部 管理事業統括チーム	大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ	T:06-6344-7149 F:06-6344-7186	
	中国支社保全サービス事業部 保全サービス事業統括グループ	広島市安佐南区緑井2-26-1	T:082-831-4453 F:082-831-4576	
日本赤十字社	救護・福祉部 救護課	港区芝大門1-1-3	T:03-3437-7084 F:03-3435-8509	
	島根県支部業務推進課	松江市内中原町40	T:0852-21-4237 F:0852-31-2411 M:redcross@shimane.jrc.or.jp	
日本銀行	決済機構局業務継続計画担当	中央区日本橋本石町2-1-1	T:03-3277-3546 F:03-3548-2317	
	松江支店総務課	松江市母衣町55-3	T:0852-32-1500 F:0852-32-2042	

【指定地方公共機関】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX e-mail	その他の 連絡方法
(株) 山陰放送	報道制作局報道部	米子市西福原1-1-71	T:0859-33-0806 F:0859-33-4130 M:bsshodo@bss.jp	

名称	担当部署	所在地	電話・FAX e-mail	その他の 連絡方法
山陰中央テレビジョン放送 (株)	報道制作局報道部	松江市西川津町721	T:0852-31-0107 F:0852-22-4490	
日本海テレビジョン放送 (株)	報道制作部報道デスク	鳥取市田園町4-360 (松江市袖師町2-38)	T:0857-27-2152 F:0857-27-2191 M:hodo@nkt-tv.co.jp	
山陰ケーブルテレビジョン(株)	総務課	松江市学園1-2-27	T:0852-23-2522 F:0852-24-9111 M:info@mable.co.jp	
出雲ケーブルテレビジョン(株)	制作課	出雲市渡橋町228-1	T:0853-21-9811 F:0853-21-9810 M:info@icv.ne.jp	
石見ケーブルテレビジョン(株)	業務部制作課	浜田市竹迫町2886 山陰中央新報浜田ビル内	T:0855-23-4883 F:0855-23-4853 M:info@iwamicatv.jp	※浜田市総務課経由でL字システムによる緊急放送が可能
ひらたCATV(株)	業務部	出雲市平田町2110-1	T:0853-63-5539 F:0853-63-5538 M:gyomu@hit-5.net	
(株)エフエム山陰	放送部	松江市殿町383	T:0852-27-9882 F:0852-27-5130 M:fm-sanin@fm-sanin.co.jp	
日本エアコミューター(株)	総務部総務グループ	鹿児島県霧島市溝辺町麓787-4	T:0995-58-2151 F:0995-58-3904	
隠岐汽船(株)	海務課	隠岐郡隠岐の島町中町目貫の四、10番地内2、11番地内2	T:08512-2-1122 F:08512-2-1126 M:okikisen@bronz.e.ocn.ne.jp	
一畑電気鉄道(株)	総務部総務課	松江市中原町49	T:0852-26-1313 F:0852-22-8604	
一畑バス(株)	管理部運行課	松江市西川津町1656-1	T:0852-20-5200 F:0852-20-5201	
石見交通(株)	総務部総務課	益田市幸町2-63	T:0856-22-1100 F:0856-24-0077	

名称	担当部署	所 在 地	電話・FAX e-mail	その他の 連絡方法
松江一畑交通（株）	総務部総務課	松江市上東川津町1238	T:0852-22-3681 F:0852-25-4334 M:matsue@ichibat a.co.jp	
出雲ガス（株）	施設部	出雲市今市町1151	T:0853-21-0267 F:0853-21-0320 M:izgas01@lime.o cn.ne.jp	
浜田ガス（株）	総務部総務課	浜田市港町296-1	T:0855-22-1580 F:0855-23-5293 M:hghamada@orang e.ocn.ne.jp	
島根県エリカガス協会		松江市千鳥町15	T:0852-21-9716 F:0852-27-8050 M:shimalpg@bronz e.ocn.ne.jp	
島根県医師会	庶務課	松江市袖師町1-31	T:0852-21-3454 F:0852-26-5509 M:office@ns.shim ane.med.or.jp	
島根県看護協会	事務局総務係	松江市袖師町7-11	T:0852-25-0330 F:0852-25-3157 M:shimak@carro t.ocn.ne.jp	

【県支部（出先機関）】

名称	担当部署	所 在 地	電話・FAX e-mail	その他の 連絡方法
隠岐支庁	県民局総務グループ	隠岐郡隠岐の島町港町塩 口24	T:08512-2-9603 F:08512-2-9626 M:oki-kemmin@pre f.shimane.lg.jp	
東部県民センター	管理グループ	松江市東津田町1741-1	T:0852-32-5609 F:0852-32-5633 M:tobu-kemmin@pr ef.shimane.lg.jp	

名称	担当部署	所在地	電話・FAX e-mail	その他の 連絡方法
東部県民センター雲 南事務所	総務グループ	雲南市木次町里方531-1	T:0854-42-9505 F:0854-42-9649 M:kemmin-unnan@p ref.shimane.lg.jp	
東部県民センター出 雲事務所	総務グループ	出雲市大津町1139	T:0853-30-5506、5 507 F:0853-30-5516 M:kemmin-izumo@p ref.shimane.lg.jp	
西部県民センター	管理グループ	浜田市片庭町254	T:0855-29-5527 F:0855-29-5524 M:seibu-kemmin@p ref.shimane.lg.jp	
西部県民センター県 央事務所	総務グループ	大田市大田町大田1236-4	T:0854-84-9572 F:0854-84-9578 M:kemmin-keno@pr ef.shimane.lg.jp	
西部県民センター益 田事務所	総務グループ	益田市昭和町13-1	T:0856-31-9505 F:0856-31-9525 M:kemmin-masuda@ pref.shimane.lg.jp	
県央県土整備事務所	総務グループ	邑智郡川本町川本279	T:0855-72-9603 F:0855-72-9644 M:keno-kendo@pre f.shimane.lg.jp	

【市町村機関】

《国民保護担当課》

名称	担当部署	所在地	電話・FAX e-mail	その他の 連絡方法
松江市	総務部防災安全課	松江市末次町86	T:0852-55-5115 F:0852-55-5617 携:090-2007-3772 M:bousai@city. matsue.shimane.jp	

名称	担当部署	所在地	電話・FAX e-mail	その他の 連絡方法
浜田市	総務部安全安心推進課	浜田市殿町1	T:0855-22-2612 F:0855-23-1866 M:soumu@city.hamada.lg.jp	
出雲市	総務部防災安全課	出雲市今市町109-1	T:0853-21-6606 F:0853-21-2222 M:soumu@city.izumo.shimane.jp	
益田市	総務部危機管理課	益田市常盤町1-1	T:0856-31-0601 F:0856-23-5001 M:ciiki@city.masuda.lg.jp	
大田市	総務部危機管理室	大田市大田町大田1111	T:0854-82-1600 F:0854-82-8944 M:o-sosoumu@iwamigin.jp	
安来市	総務企画部危機管理課	安来市安来町878-2	T:0854-23-3000(代) F:0854-23-3152 M:soumu@city.yasugi.shimane.jp	
江津市	総務部総務課	江津市江津町1525	T:0855-52-2501 F:0855-52-1380 M:somuka@city.gotsu.lg.jp	
雲南市	総務部危機管理室	雲南市木次町木次1013-1	T:0854-40-1027 F:0854-40-1029 M:soumu@city.unnan.shimane.jp	
東出雲町	総務課	八束郡東出雲町揖屋町1142	T:0852-52-2311 F:0852-52-5754 M:soumu@town.higashiizumo.shimane.jp	
奥出雲町	総務課	仁多郡奥出雲町三成358-1	T:0854-54-2505 F:0854-54-1229 M:soumu@town.okuizumo.shimane.jp	

名称	担当部署	所在地	電話・FAX e-mail	その他の 連絡方法
飯南町	総務課	飯石郡飯南町下赤名890	T:0854-76-2211 F:0854-76-2221	
川本町	総務財政課	邑智郡川本町川本545-1	T:0855-72-0631 F:0855-72-0635 M:kawamoto@kawamoto-town.jp	
美郷町	総務課	邑智郡美郷町粕淵168	T:0855-75-1211 F:0855-75-1218 M:soumu@town.shimane-misato.lg.jp	
邑南町	総務課危機管理室	邑智郡邑南町矢上6000	T:0855-95-1111 F:0855-95-2351 M:somu@town-ohnan.jp	防災行政無線 地上系、衛星系:8-54 5-2-1015、FAX:8-545 -81
津和野町	総務財政課	鹿足郡津和野町日原54-25	T:0856-74-0021、 0028 (直) F:0856-74-0002 M:soumu@town.tsuwano.lg.jp	
吉賀町	総務課	鹿足郡吉賀町六日市750	T:0856-77-1111 F:0856-77-1891 M:somu@town.yoshika.lg.jp	
海士町	総務課	隠岐郡海士町海士1490	T:08514-2-0111～ 0113 F:08514-2-0208 M:soumu@town.ama.shimane.jp	防災行政無線 電話:634-2-103 、634-2-106
西ノ島町	総務課	隠岐郡西ノ島町浦郷534	T:08514-6-0101 F:08514-6-0683 M:info@town.nishinoshima.shimane.jp	防災行政無線 電話:635-2-20、 635-2-21、635-5防災 行政無線FAX:635-1

名称	担当部署	所 在 地	電話・FAX e-mail	その他の 連絡方法
知夫村	総務課	隠岐郡知夫村1065	T:08514-8-2211 F:08514-8-2093 M:saki-shingo@chibu.jp	
隠岐の島町	危機管理室	隠岐郡隠岐の島町城北町1	T:08512-2-2111 F:08512-2-6005 M:bousai@town.okinoshima.shimane.jp	

《教育委員会》

名称	担当部署	所 在 地	電話・FAX e-mail	その他の 連絡方法
松江市 教育委員会	教育総務課	松江市末次町86	T:0852-55-5424 F:0852-55-5534 M:e-soumu@city.matsue.shimane.jp	
浜田市 教育委員会	教育総務課	浜田市殿町1	T:0855-22-2612 F:0855-22-5090 M:kyouiku@city.hamada.lg.jp	
出雲市 教育委員会	教育政策課	出雲市今市町109-1	T:0853-21-6874 F:0853-23-3640 M:kyouiku-seisaku@city.izumo.shimane.jp	
益田市 教育委員会	教育総務課	益田市常盤町1-1	T:0856-31-0441 F:0856-24-1380 M:kyouiku@masuda-school.ed.jp	
大田市 教育委員会	総務課	大田市大田町大田1111	T:0854-82-1600、 0294（直） F:0854-82-5395 M:o-kyosoumu@iwamigin.jp	

名称	担当部署	所 在 地	電話・FAX e-mail	その他の 連絡方法
安来市 教育委員会		安来市伯太町東母里580	T:0854-23-3310 F:0854-23-3381 M:kyouiku@city.y asugi.shimane.jp	
江津市 教育委員会	学校教育課	江津市江津町1525	T:0855-52-2501 F:0855-52-4369 M:gakkoukyoikuka @city.gotsu.lg.jp	
雲南市 教育委員会	教育総務課	雲南市木次町木次1013-1	T:0854-40-1071 F:0854-40-1029 M:kyouikusoumu@c ity.unnan.shiman e.jp	
東出雲町 教育委員会	社会教育グループ	八束郡東出雲町揖屋町1142	T:0852-52-6713 F:0852-52-5754 M:kyoi-syakai@ town.higashiizumo .shimane.jp	
奥出雲町 教育委会	教育課	仁多郡奥出雲町横田1037	T:0854-52-2680 F:0854-52-3048 M:kyouiku@town.o kuizumo.shimane. jp	
飯南町 教育委員会		飯石郡飯南町頓原2084-4	T:0854-72-0301 F:0854-72-1354	
川本町 教育委員会	教育課	邑智郡川本町川本332-15	T:0855-72-0594 F:0855-72-1061	
美郷町 教育委員会	教育課	邑智郡美郷町粕淵168	T:0855-75-1217 F:0855-75-1386 M:kyouiku@town.s himane-misato.l g.jp	

名称	担当部署	所 在 地	電話・FAX e-mail	その他の 連絡方法
邑南町 教育委員会	学校教育課	邑智郡邑南町淀原153-1	T:0855-83-1127、 1126 F:0855-83-2013 M:shogai@town-oh nan.lg.jp	
津和野町 教育委員会		鹿足郡津和野町後田64-6	T:0856-72-1854 F:0856-72-1650 M:kyouiku@town. tsuwano.lg.jp	
吉賀町 教育委員会		鹿足郡吉賀町六日市648	T:0856-77-1285 F:0856-77-0040 M:kyoiku@town.yo shika.lg.jp	
海士町 教育委員会	生涯学習係	隠岐郡海士町海士1490	T:08514-2-1222 F:08514-2-1633 M:kyouikuiinkai@ town.ama.shiman e.jp	
西ノ島町 教育委員会	総務教育課	隠岐郡西ノ島町別府46	T:08514-7-8021 F:08514-7-8022	
知夫村 教育委員会		隠岐郡知夫村1065	T:08514-8-2301 F:08514-8-2302 M:kyouikuiinkai@ chibu.jp	
隠岐の島町 教育委員会	総務学校教育課	隠岐郡隠岐の島町栄町14 37	T:08512-2-2206 F:08512-2-0619 M:kyouiku-soumu@ town.okinoshima. shimane.jp	

【消防機関】

名称	担当部署	所 在 地	電話・FAX e-mail	その他の 連絡方法
松江市消防本部	消防総務課	松江市学園南1丁目17-3	T:0852-31-9119 F:0852-22-9876 M:m0119@web- sanin.co.jp	

名称	担当部署	所在地	電話・FAX e-mail	その他の 連絡方法
安来市消防本部	警防課	安来市安来町917-28	T:0854-22-0119 F:0854-23-1987 M:shoubou-k@city.yasugi.shimane.jp	
雲南消防本部	通信指令課	雲南市木次町里方1100-6	T:0854-40-0119 F:0854-42-2444 M:shireika@unnan119.jp	
出雲市消防本部	警防課	出雲市渡橋町253-1	T:0853-21-6924 F:0853-21-6925 M:keibou@izumo0119.or.jp	防災行政無線 電話:510-2-248
大田市消防本部	総務課	大田市大田町大田イ421-1	T:0854-82-0650 F:0854-82-6570 M:ohdafd-soumu@iwamigin.jp	
江津邑智消防組合消防本部	総務課	江津市渡津町961-19	T:0855-52-0119 F:0855-52-0201 M:headoffice@gotsu119.or.jp	
浜田市消防本部	警防課	浜田市原井町908-11	T:0855-22-0119 F:0855-23-1228 M:s-soumu@city.hamada.shimane.jp	
益田広域消防本部	警防課	益田市あけぼの東町8-6	T:0856-31-0240 F:0856-24-2217 M:keiboul@fd-masuda.net	通信司令室 T:0856-31-0223 F:0856-31-0225
隠岐広域連合消防本部	警防課	隠岐郡隠岐の島町城北町163	T:08512-2-2299 F:08512-2-3991 M:oki-fd@aqua.ocn.ne.jp	

2 動員体制

(1) 町職員の参集基準

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①危機管理室体制	危機管理室職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③町国民保護対策本部体制	全ての町職員が本庁又は支所に参集（但し、避難施設及び阿須那診療所に勤務する職員はその施設等へ参集）

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	町の全ての課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	町の全ての課等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
事態認定後	町国民保護対策本部設置の通知がない場合	①
	町の全ての課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	②
	町の全ての課等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	③
	町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③

①、②、③の体制を整えるかどうかの判断は、それぞれ、総務課長、町長が行う。

(2) 町職員の数

(平成31年4月1日現在)

課名等	人数	課名等	人数	課名等	人数
議会事務局	2	保健課	18	羽須美支所 窓口	7
総務課・危機管理・情報	14	阿須那診療所	1	羽須美支所 事業	4
管財課	8	建設課	10	矢上診療所	4
財務課	14	農林振興課	9	派遣職員	0
会計課	3	水道課	9	産休、育児休業等	5
地域みらい課	14	学校教育課	19		
商工観光課	7	生涯学習課	25		
町民課	12	瑞穂支所 窓口	9	合 計	218
福祉課	15	瑞穂支所 事業	8		

(3) 消防団員の数

(平成31年4月1日現在)

管轄区域	分団	人数	管轄区域	分団	人数	管轄区域	分団	人数
阿須那	第 1 分団	48	田所	第 3 分団	56	矢上	第 8 分団	59
口羽	第 2 分団	41	出羽	第 4 分団	51	中野	第 9 分団	42
			高原	第 5 分団	44	井原	第10分団	32
			布施	第 6 分団	27	日貫	第11分団	36
			市木	第 7 分団	32	日和	第12分団	44
	羽須美計	89		瑞穂計	210		石見計	213
	団 長		1	副 団 長		3	女性消防隊	
						合 計		525

3 人口及び世帯数

※外国人を含む

(平成31年3月31日現在)

大 字	世帯数	人 口			65歳以上	75歳以上
		総 数	男	女	人 口	人 口
戸河内	62	122	59	63	69	48
阿須那	127	294	131	163	148	94
木須田	10	24	9	15	11	9
宇都井	60	103	44	59	75	50
今井	7	11	6	5	8	5
雪田	78	155	79	76	91	60
上口羽	36	63	29	34	46	34
下口羽	223	452	201	251	243	172
上田	91	197	101	96	111	74
市木	193	419	199	220	192	114
上田所	158	337	151	186	188	129
下田所	244	574	255	319	171	115
上亀谷	169	291	130	161	153	115
下亀谷	84	235	112	123	96	55
鱒渕	153	364	177	187	173	90
三日市	72	185	84	101	89	62
出羽	148	233	142	91	81	33
山田	43	98	54	44	32	22
淀原	55	137	61	76	42	31
岩屋	38	118	59	59	49	25
久喜	24	46	22	24	29	14
大林	7	14	8	6	6	2

大 字	世帯数	人 口			65歳以上	75歳以上
		総 数	男	女	人 口	人 口
上原	15	36	17	19	19	14
原村	65	177	86	91	77	47
和田	60	149	83	66	86	47
高見	169	394	184	210	169	118
伏谷	40	97	43	54	47	21
八色石	35	82	37	45	40	24
布施	49	102	47	55	57	38
矢上	908	2,187	1,044	1,143	808	431
中野	816	1,500	755	745	606	336
井原	264	652	302	350	294	170
日貫	200	446	204	242	234	115
日和	173	408	195	213	181	108
合 計	4,887	10,693	5,105	5,588	4,714	2,808

4 輸送関連

(1) 道路通行規制基準

【降雨・出水時の通行規制】

路線名	河川名	規制区間	規制距離	規制基準	備考
県道浜田作木線	出羽川	高見～雪田	5,000m	時間雨量30mm以上 連続雨量120mm以上	冠水 落石
県道邑南美郷線	江の川	宇都井大橋～落合	1,800m	江の川水位が5.5m を超えた場合	道路水没
	江の川	角谷付近	800m	江の川水位が5.8m を越えた場合	道路水没
	江の川	落合～昭和橋	3,000m	江の川水位が7.6m を越えた場合	道路水没
	江の川	昭和橋～口羽大橋	900m	江の川水位が7.6m を越えた場合	道路水没
		美郷町都賀西～ 下口羽	6,900m	時間雨量25mm以上 連続雨量120mm以上	落石
県道邑南高宮線		大林～戸河内	9,500m	時間雨量20mm以上 連続雨量80mm以上	落石 土砂災害

路線名	河川名	規制区間	規制距離	規制基準	備考
町道川下線	日貫川	全線	6,117m	時間雨量20mm以上 連続雨量80mm以上	道路水没
町道坪木西之原線	出羽川	交流センター～ 羽須美建設事務所	600m	江の川水位が2.6m を超えた場合	道路水没
町道西之原山根線	江の川	青山～三国橋	650m	江の川水位が4.5m を越えた場合	道路水没
	江の川	丹度橋～青山谷口	1,000m	江の川水位が6.5m を越えた場合	道路水没

【重量による通行規制】

路線名	規制箇所	規制内容
県道甲田作木線	上田 明神橋	11 t

(2) バス・タクシー事業所別車両保有台数

事業所名	所在地	バス	タクシー	電話番号	備考
矢上タクシー	矢上68		4	95-0101	
石見タクシー	中野1039-4		3	95-1238	
石見タクシー井原営業所	井原2248		2	95-0331	
島根中央バス事業協同組合	矢上63-5			95-0554	N T S 観光 はすみ観光
N T S 観光	矢上63-5	5		95-0554	
邑南タクシー	三日市520		1	93-1005	
瑞穂タクシー	下田所359-1		1	83-0166	
市木タクシー	市木1938		1	83-0120	
羽須美タクシー	下口羽1288-4		3	83-0015 88-0660	
はすみ観光	阿須那208-1	4		88-0007	

(3) 公用車一覧表

全体 番号	自動車登録番号	メーカー	車 名	初度登録 年 月	主たる管理課等	所有/ リース	自動車の 種別・用途
1	島根 300 ゆ 3454	マツダ	アテンザ	平成21年6月	議会事務局	邑南町	普通(乗用)
2	島根 300 ひ 947	ニッサン	リーフ	平成31年3月	総務課	日産 貸与	普通(乗用)
3	島根 501 せ 2740	マツダ	デミオ	平成29年1月	総務課	邑南町	小型(乗用)
4	島根 800 さ 5150	スバル	レガシー	平成20年2月	総務課	邑南町	普通(特種)

5	島根 480 え 7960	マツダ	スクラム バン	平成20年12月	管財課	邑南町	軽自動車(貨物)
6	島根 580 に 85	マツダ	スクラム ワゴン	平成25年6月	管財課	邑南町	軽自動車(乗用)
7	島根 580 ひ 5365	マツダ	フレア ワゴン	平成27年7月	地域みらい課	リース	軽自動車(乗用)
8	島根 580 と 7385	ダイハツ	ミラ	平成20年4月	地域みらい課 (羽須美振興推進室)	邑南町	軽自動車(乗用)
9	島根 300 ね 7038	マツダ	プレマシー (7人乗)	平成28年6月	商工観光課	リース	普通(乗用)
10	島根 580 ま 8516	マツダ	フレア ワゴン	平成29年1月	商工観光課	邑南町	軽自動車(乗用)
11	島根 300 に 435	マツダ	CX-5	平成24年12月	管財課	邑南町	普通(乗用)
12	島根 300 め 3470	マツダ	アクセラ	平成26年8月	管財課	邑南町	普通(乗用)
13	島根 500 み 7023	マツダ	デミオ	平成22年11月	管財課	邑南町	小型(乗用)
14	島根 500 ち 9594	トヨタ	ヴェイツ	平成14年3月	管財課	邑南町	小型(乗用)
15	島根 500 や 682	トヨタ	カローラ フィールダー	平成25年6月	管財課	邑南町	小型(乗用)
16	島根 501せ 1568	マツダ	デミオ	平成28年12月	管財課	邑南町	小型(乗用)
17	島根 501 さ 5744	マツダ	デミオ	平成27年7月	管財課	リース	小型(乗用)
18	島根 300 の 6325	トヨタ	ヴェルファイア HV (町長専用車)	平成29年7月	総務課	邑南町	普通(乗用)
19	島根 200 さ 854	日 野	リエッセⅡ (22人乗) (マイクロバス 石見庁舎)	平成25年2月	管財課	邑南町	普通(乗合) マイクロバス
20	島根 200 さ 886	日 野	リエッセⅡ (22人乗) (マイクロバス 瑞穂支所)	平成25年9月	管財課	邑南町	普通(乗合) マイクロバス
21	島根 300 て 6518	トヨタ	ハイエース ワゴン (10人乗)	平成20年6月	管財課	邑南町	普通(乗用)
22	島根 200 さ 855	日 野	リエッセⅡ (27人乗) (大朝線)	平成25年2月	地域みらい課	邑南町	普通(乗合) 町営バス
23	島根 200 さ 716	三 菱	ローザ (28人乗) (ふくし号)	平成22年11月	地域みらい課	邑南町	普通(乗合) 町営バス
24	島根 200 さ 909	トヨタ	ハイエース ワゴン (14人乗) (瑞穂インター線)	平成26年2月	地域みらい課	邑南町	普通(乗合) 町営バス
全体 番号	自動車登録番号	メーカー	車 名	初度登録 年 月	主たる管理課等	所 有 リース 別	自動車の 種別・用途
25	島根 200 は 170	日 野	ポンチョ (32人乗) (口羽矢上線)	平成28年1月	地域みらい課	邑南町	普通(乗合) 町営バス
26	島根 800 さ 8907	日 野	メルファ デラックス (54人乗) (邑南川本線1号車)	平成23年3月	地域みらい課	邑南町	普通(乗合) 町営バス
27	島根 300 は 1493	日 野	メルファ デラックス (54人乗) (邑南川本線2号車)	平成23年3月	地域みらい課	邑南町	普通(乗合) 町営バス

28	島根 200 さ 255	ニッサン	セレナ (6人乗) (江平上ヶ畑引城線)	平成30年2月	地域みらい課	邑南町	小型(特種) 町営バス
29	島根 500 ち 9594	トヨタ	ハイエース ワゴン (10人乗) (宇都井口羽線)	平成30年3月	地域みらい課	邑南町	普通(乗用)町営バス
30	島根 480 か 1494	三 菱	ローザ (29人乗) (予備車) 瑞	平成15年11月	地域みらい課	邑南町	普通(乗合)町営バス
31	島根 480 く 538	三 菱	ローザ (29人乗) (予備車) 大朝線	平成16年3月	地域みらい課	邑南町	普通(乗合)町営バス
32	島根 500 や 682	マツダ	スクラムトラック	平成21年5月	町民課	邑南町	軽自動車(貨物)
33	島根 480 か 2468	マツダ	スクラム バン	平成23年9月	町民課	邑南町	軽自動車(貨物)
34	島根 480 き 8828	マツダ	スクラム バン	平成21年6月	財務課	邑南町	軽自動車(貨物)
35	島根 501せ 1568	スズキ	エブリイ バン	平成23年6月	財務課	邑南町	軽自動車(貨物)
36	島根 580 ひ 4169	マツダ	キャロル	平成27年7月	福祉課	リース	軽自動車(乗用)
37	島根 480 か 2315	マツダ	フレア	令和元年5月	福祉課	リース	軽自動車(乗用)
38	島根 580 け 9316	ダイハツ	ハイゼットカーゴハイブリッド	平成21年6月	福祉課	邑南町	軽自動車(貨物)
39	島根 580 た 2351	ダイハツ	ミラ	平成20年6月	福祉事務所	邑南町	軽自動車(乗用)
40	島根 501 そ 9003	ダイハツ	ミラ	平成22年11月	福祉事務所	邑南町	軽自動車(乗用)
41	島根 501 さ 5744	マツダ	デミオ	平成25年5月	農林振興課	リース	小型(乗用)
42	島根 480 く 9464	三 菱	ミニキャブ バン	平成24年9月	農林振興課	リース	軽自動車(貨物)
43	島根 480 き 8752	三 菱	ミニキャブトラック	平成23年6月	農林振興課	邑南町	軽自動車(貨物)
44	島根 300 な 6229	スズキ	エスクード	平成24年5月	建設課	リース	普通(乗用)
45	島根 300 め 9705	マツダ	プレマシー (7人乗)	平成27年6月	建設課	リース	普通(乗用)
46	島根 580 む 179	マツダ	スクラム ワゴン	平成29年6月	建設課	リース	軽自動車(乗用)
47	島根 580 す 458	マツダ	スクラム ワゴン	平成21年5月	建設課	邑南町	軽自動車(乗用)
48	島根 580 ね 1492	スズキ	ジムニー (山林巡視車)	平成23年12月	農林振興課	邑南町	軽自動車(乗用)
49	島根 44 ひ 1844	日 野	デュトロ	平成31年2月	建設課	邑南町	小型(貨物)

全体 番号	自動車登録番号	メーカー	車 名	初度登録 年 月	主たる管理課等	所 有 リース 別	自動車の 種別・用途
50	島根 00 も 1481	TCM	TCM (除雪車)	平成7年12月	建設課	邑南町	大型特種
51	島根 000 る 292	コマツ	小松メック (除雪車)	平成21年11月	建設課	邑南町	大型特種
52	島根 000 る 362	キャタピラー	除雪ドーザ (除雪車)	平成23年12月	建設課	邑南町	大型特種
53	島根 000 る 365	キャタピラー	除雪ドーザ (除雪車)	平成24年1月	建設課	邑南町	大型特種
54	島根 000 る 503	コマツ	除雪ドーザ (除雪車)	平成27年11月	建設課	邑南町	大型特種
55	島根 501 す 6123	マツダ	デミオ	平成28年6月	水道課 (下水道会計)	リース	小型(乗用)
57	島根 480 せ 2414	マツダ	スクラム バン	平成30年6月	水道課 (下水道会計)	リース	軽自動車(貨物)
58	島根 480 せ 2551	マツダ	スクラム バン	平成30年6月	水道課 (邑南町水道事業)	リース	軽自動車(貨物)
59	島根 480 き 8083	スズキ	キャリイ トラック	平成23年5月	生涯学習課	邑南町	軽自動車(貨物)
60	島根 300 に 4108	マツダ	CX-5	平成25年6月	生涯学習課	邑南町	普通(乗用)
61	島根 580 あ 7425	スズキ	ワゴンR	平成17年4月	生涯学習課	邑南町	軽自動車(乗用)
62	島根 580 ほ 5472	マツダ	フレア	平成28年6月	生涯学習課	リース	軽自動車(乗用)
63	島根 480 き 8229	スバル	サンバー トラック (文化財)	平成23年5月	生涯学習課	邑南町	軽自動車(貨物)
64	島根 580 た 2422	マツダ	スクラム ワゴン (文化財)	平成22年11月	生涯学習課	リース	軽自動車(乗用)
65	島根 300 ゆ 3763	トヨタ	エスティマ ハイブリッド (8人乗)	平成21年6月	学校教育課	邑南町	普通(乗用)
66	島根 300 ん 9672	マツダ	プレマシー (7人乗)	平成27年6月	学校教育課	邑南町	普通(乗用)
67	島根 500 や 5135	トヨタ	ウィル サイファ (国際交流員用)	平成15年1月	生涯学習課	邑南町	小型(乗用)
68	島根 500 ら 9153	ニッサン	キューブ (国際交流員用)	平成15年1月	学校教育課	邑南町	小型(乗用)
69	島根 200 さ 509	三 菱	ローザ (29人乗) (下口羽上田線)	平成19年3月	学校教育課	邑南町	普通(乗合) スクールバス
70	島根 200 さ 1020	トヨタ	ハイエース コミューター (14人乗) (戸河内長田線)	平成27年10月	学校教育課	邑南町	普通(乗合) スクールバス
71	島根 200 さ 450	三 菱	ローザ (29人乗) (雪田線)	平成18年3月	学校教育課	邑南町	普通(乗合) スクールバス
72	島根 200 さ 846	トヨタ	ハイエース コミューター (14人乗) (宇都井線)	平成25年1月	学校教育課	邑南町	普通(乗合) スクールバス
73	島根 200 さ 389	三 菱	ローザ (29人乗) (戸河内長田線)	平成16年12月	学校教育課	邑南町	普通(乗合) スクールバス

74	島根 200 さ 1180	三 菱	ローザ (28人乗) (出羽線)	平成30年11月	学校教育課	邑南町	普通(乗合) スクールバス
全体 番号	自動車登録番号	メーカー	車 名	初度登録 年 月	主たる管理課等	所 有 リース 別	自動車の 種別・用途
75	島根 200 は 208	日 野	メルファ (54人乗) (高原線)	平成28年2月	学校教育課	邑南町	普通(乗合) スクールバス
76	島根 200 さ 1088	三 菱	ローザ (28人乗) (市木線)	平成29年1月	学校教育課	邑南町	普通(乗合) スクールバス
77	島根 200 は 153	日 野	メルファ (57人乗) (日 貫線)	平成22年3月	学校教育課	邑南町	普通(乗合) スクールバス
78	島根 200 さ 453	トヨタ	ハイエース (15人乗) (日 貫山の内線)	平成18年3月	学校教育課	邑南町	普通(乗合) スクールバス
79	島根 200 さ 740	三 菱	ローザ (29人乗) (日和線)	平成23年3月	学校教育課	邑南町	普通(乗合) スクールバス
80	島根 200 さ 774	トヨタ	ハイエース (15人乗) (日和線 臨時便)	平成23年9月	学校教育課	邑南町	普通(乗合) スクールバス
81	島根 200 は 60	三 菱	エアロミディ (52人乗) (予備車)	平成14年8月	学校教育課	邑南町	普通(乗合) スクールバス
82	島根 200 さ 148	三 菱	ローザ (29人乗) (予備車)	平成13年3月	学校教育課	邑南町	普通(乗合) スクールバス
83	島根 200 さ 363	トヨタ	ハイエース (15人乗) (予備車)	平成16年7月	学校教育課	邑南町	普通(乗合) スクールバス
84	島根 100 さ 9127	マツダ	タイタン (給食車)	平成29年3月	学校教育課	邑南町	普通(貨物) 給食車
85	島根 100 さ 4017	三 菱	キャンター (給食車)	平成17年8月	学校教育課	邑南町	普通(貨物) 給食車
86	島根 100 さ 6116	トヨタ	ダイナ (給食車)	平成22年3月	学校教育課	邑南町	普通(貨物) 給食車
87	島根 100 さ 6113	トヨタ	ダイナ (給食車)	平成22年3月	学校教育課	邑南町	普通(貨物) 給食車
88	島根 100 さ 6114	マツダ	ボンゴ (給食車)	平成22年3月	学校教育課	邑南町	普通(貨物) 給食車
89	島根 300 ゆ 3327	マツダ	プレマシー (7人乗)	平成21年5月	情報推進室 (電気通信事業会計)	邑南町	普通(乗用)
90	島根 580 さ 9995	マツダ	スクラム ワゴン	平成21年5月	情報推進室 (電気通信事業会計)	邑南町	軽自動車(乗用)
91	島根 580 す 299	マツダ	スクラム ワゴン	平成21年5月	情報推進室 (電気通信事業会計)	邑南町	軽自動車(乗用)
92	島根 480 か 2467	マツダ	スクラム パン	平成21年6月	情報推進室 (電気通信事業会計)	邑南町	軽自動車(貨物)
93	島根 300 そ 5238	トヨタ	ハイエース ワゴン (10人乗)	平成15年5月	保健課	邑南町	普通(乗用)
94	島根 500 ら 3729	トヨタ	ラクティス	平成26年6月	保健課	邑南町	小型(乗用)
95	島根 580 ほ 4197	マツダ	フレア	平成28年5月	保健課	邑南町	軽自動車(乗用)
96	島根 580 て 5326	マツダ	スクラム ワゴン	平成24年5月	保健課	邑南町	軽自動車(乗用)

97	島根 580 な 8459	マツダ	フレア	平成25年5月	保健課	邑南町	軽自動車(乗用)
98	島根 480 か 2316	ダイハツ	ハイゼットカーゴ ハイブリッド	平成21年6月	保健課	邑南町	軽自動車(貨物)
99	島根 501せ 1177	マツダ	デミオ	平成28年11月	瑞穂支所窓口業務部	邑南町	小型(乗用)
全体 番号	自動車登録番号	メーカー	車 名	初度登録 年 月	主たる管理課等	所 有 リース 別	自動車の 種別・用途
100	島根 580 う 5674	マツダ	キャロル	平成18年3月	瑞穂支所窓口業務部	邑南町	軽自動車(乗用)
101	島根 480 か 2317	ダイハツ	ハイゼットカーゴ ハイブリッド	平成21年6月	瑞穂支所窓口業務部	邑南町	軽自動車(貨物)
102	島根 480 か 2466	マツダ	スクラム バン	平成21年6月	瑞穂支所窓口業務部	邑南町	軽自動車(貨物)
103	島根 580 あ 9120	マツダ	スクラム ワゴン	平成17年5月	瑞穂支所 事業部	邑南町	軽自動車(乗用)
104	島根 580 な 9351	マツダ	スクラム ワゴン	平成25年5月	瑞穂支所 事業部	邑南町	軽自動車(乗用)
105	島根 480 き 8716	三 菱	ミニキャブ バン	平成23年6月	瑞穂支所 事業部 (下水道会計)	邑南町	軽自動車(貨物)
106	島根 480 か 1495	マツダ	スクラムトラック	平成21年5月	瑞穂支所 事業部 (邑南町水道事業)	邑南町	軽自動車(貨物)
107	島根 480 せ 5043	マツダ	スクラム バン	平成30年10月	瑞穂支所 事業部 (邑南町水道事業)	リース	軽自動車(貨物)
108	島根 00 も 1259	小 松	小 松 (除雪車)	平成3年11月	瑞穂支所 事業部	邑南町	大型特種
109	島根 00 も 1531	コベルコ	神 鋼 (除雪車)	平成8年11月	瑞穂支所 事業部	邑南町	大型特種
110	島根 900 る 67	TCM	TCM (除雪車)	平成21年11月	瑞穂支所 事業部	邑南町	大型特種
111	島根 900 る 132	キャタピラー	キャタピラー (除雪車)	平成29年11月	瑞穂支所 事業部	邑南町	大型特種
112	島根 300 む 2184	マツダ	プレマシー (7人乗)	平成26年6月	羽須美支所窓口業務部	邑南町	普通(乗用)
113	島根 500 と 6507	トヨタ	サクシード	平成15年5月	羽須美支所窓口業務部	邑南町	小型(乗用)
114	島根 800 さ 2707	ニッサン	ブルーバード	平成15年3月	羽須美支所窓口業務部	邑南町	小型(特種)
115	島根 580 ふ 3031	マツダ	キャロル	平成27年12月	羽須美支所窓口業務部	邑南町	軽自動車(乗用)
116	島根 580 は 9757	スズキ	エブリイ ワゴン	平成27年4月	羽須美支所事業部	リース	軽自動車(乗用)
117	島根 480 き 8936	スバル	サンバー ディアス バン	平成13年5月	羽須美支所事業部	邑南町	軽自動車(貨物)
118	島根 480 け 2258	マツダ	スクラム バン	平成25年2月	羽須美支所 事業部 (下水道会計)	邑南町	軽自動車(貨物)
119	島根 480 す 784	マツダ	スクラムトラック	平成28年11月	羽須美支所 事業部 (邑南町水道事業)	邑南町	軽自動車(貨物)

120	島根 000 る 437	キャタピラー	キャタピラー (除雪車)	平成25年11月	羽須美支所 事業部	邑南町	大型特種
121	島根 000 る 438	キャタピラー	キャタピラー (除雪車)	平成25年11月	羽須美支所 事業部	邑南町	大型特種
122	島根 00 も 1601	小 松	小松メック (除雪車)	平成9年11月	羽須美支所 事業部	邑南町	大型特種
123	島根 900 る 68	キャタピラー	キャタピラー (除雪車)	平成21年11月	羽須美支所 事業部	邑南町	大型特種
124	島根 800 さ 7295	日 野	デュトロ	平成25年10月	(羽・阿須那地区) 第1分団 第1部第1班	邑南町	普通(特種) 消防車
全体 番号	自動車登録番号	メーカー	車 名	初度登録 年 月	主たる管理課等	所 有 リース 別	自動車の 種別・用途
125	島根 800 さ 6263	トヨタ	トヨエース	平成22年12月	(羽・阿須那地区) 第1分団 第1部第2班	邑南町	普通(特種) 消防車
126	島根 800 さ 2433	ニッサン	ダットサン	平成14年10月	(羽・阿須那地区) 第1分団 第2部第1班	邑南町	普通(特種) 消防車
127	島根 800 さ 2436	ニッサン	ダットサン	平成14年10月	(羽・阿須那地区) 第1分団 第2部第2班	邑南町	普通(特種) 消防車
128	島根 800 さ 2434	ニッサン	ダットサン	平成14年10月	(羽・口羽地区) 第2分団 第1部第1班	邑南町	普通(特種) 消防車
129	島根 800 さ 6265	トヨタ	トヨエース	平成22年12月	(羽・口羽地区) 第2分団 第1部第2班	邑南町	普通(特種) 消防車
130	島根 800 さ 4567	トヨタ	ダイナ	平成18年10月	(羽・口羽地区) 第2分団 第2部第1班	邑南町	普通(特種) 消防車
131	島根 800 さ 2435	ニッサン	ダットサン	平成14年10月	(羽・口羽地区) 第2分団 第2部第2班	邑南町	普通(特種) 消防車
132	島根 88 さ 7529	ニッサン	ダットサン	平成7年11月	(瑞・田所地区) 第3分団 第1部	邑南町	普通(特種) 消防車
133	島根 800 さ 8552	トヨタ	トヨエース	平成29年1月	(瑞・田所地区) 第3分団 第1部	邑南町	普通(特種) 消防車
134	島根 800 さ 2015	トヨタ	ランドクルーザー	平成14年2月	(瑞・田所地区) 第3分団 第2部	邑南町	普通(特種) 消防車
135	島根 800 さ 1150	ニッサン	ダットサン	平成12年10月	(瑞・田所地区) 第3分団 第2部	邑南町	普通(特種) 消防車
136	島根 800 さ 738	トヨタ	ランドクルーザー	平成12年3月	(瑞・出羽地区) 第4分団 第1部	邑南町	普通(特種) 消防車
137	島根 88 さ 7528	ニッサン	ダットサン	平成7年11月	(瑞・出羽地区) 第4分団 第2部	邑南町	普通(特種) 消防車
138	島根 800 さ 8553	トヨタ	トヨエース	平成29年1月	(瑞・出羽地区) 第4分団 第2部	邑南町	普通(特種) 消防車
139	島根 800 さ 651	ニッサン	ダットサン	平成12年2月	(瑞・高原地区) 第5分団 第1部	邑南町	普通(特種) 消防車
140	島根 800 さ 4319	日 野	デュトロ	平成18年3月	(瑞・高原地区) 第5分団 第1部	邑南町	普通(特種) 消防車
141	島根 88 さ 7212	ニッサン	ダットサン	平成7年3月	(瑞・高原地区) 第5分団 第2部	邑南町	普通(特種) 消防車
142	島根 800 さ 2016	トヨタ	ランドクルーザー	平成14年2月	(瑞・布施地区) 第6分団 第1部	邑南町	普通(特種) 消防車

143	島根 800 さ 1154	トヨタ	ランドクルーザー	平成12年10月	(瑞・市木地区) 第7分団 第1部	邑南町	普通(特種) 消防車
144	島根 800 さ 7776	日 野	デュトロ	平成27年1月	(石・矢上地区) 第8分団	消防庁	普通(特種) 消防車
145	島根 88 さ 6331	ニッサン	ダットサン	平成5年3月	(石・矢上地区) 第8分団 第1部	邑南町	普通(特種) 消防車
146	島根 800 さ 1790	ニッサン	ダットサン	平成13年9月	(石・矢上地区) 第8分団 第2部	邑南町	普通(特種) 消防車
147	島根 88 さ 8685	トヨタ	ランドクルーザー	平成9年10月	(石・中野地区) 第9分団 第1部	邑南町	普通(特種) 消防車
148	島根 800 さ 4328	ニッサン	アトラス	平成18年3月	(石・中野地区) 第9分団 第2部	邑南町	普通(特種) 消防車
149	島根 800 さ 9182	トヨタ	トヨエース	平成30年11月	(石・井原地区) 第10分団 第1部	邑南町	普通(特種) 消防車
全体 番号	自動車登録番号	メーカー	車 名	初度登録 年 月	主たる管理課等	所 有 リ ー ス 別	自動車の 種別・用途
150	島根 800 さ 1789	ニッサン	ダットサン	平成13年9月	(石・井原地区) 第10分団 第2部	邑南町	普通(特種) 消防車
151	島根 800 さ 1793	ニッサン	ダットサン	平成13年9月	(石・日貫地区) 第11分団 第1部	邑南町	普通(特種) 消防車
152	島根 800 さ 8827	トヨタ	トヨエース	平成29年11月	(石・日貫地区) 第11分団 第2部	邑南町	普通(特種) 消防車
153	島根 800 さ 1792	ニッサン	ダットサン	平成13年9月	(石・日和地区) 第12分団 第1部	邑南町	普通(特種) 消防車
154	島根 800 さ 8826	トヨタ	トヨエース	平成29年11月	(石・日和地区) 第12分団 第2部	邑南町	普通(特種) 消防車
155	島根 11 セ 5443	三 菱	ファイター	平成11年3月	茅場堆肥組合貸与 農林振興課管理	邑南町	普通(貨物)
156	島根 00 も 1664	キャタピラー	キャタピラー	平成11年3月	茅場堆肥組合貸与 農林振興課管理	邑南町	大型特種
157	島根 00 も 1663	三 菱	三 菱	平成11年3月	ビッグファーム貸与 農林振興課管理	邑南町	大型特種
158	島根 44 は 7953	三 菱	キャンター	平成9年5月	はすみ特産センター 貸与 農林振興課管理	邑南町	小型(貨物)
159	島根 800 さ 7640	トヨタ	ハイエース コミューター (7人乗)	平成26年9月	邑南町社会 福祉協議会貸与 福祉課管理	邑南町	普通(特種)

(3) 防災ヘリコプター緊急離着陸場

【石見地域】

施設名	所在地	面積 (㎡)	標準座標	大型 ヘリ	場外着陸申請済		
					県	県警	自衛
県立矢上高校	矢上3921	19,000	北緯34度53分13秒 東経132度26分26秒 川本 (664628)			○	
			北緯34度54分9秒				

中野グランド	中野991	17, 983	東経132度27分42秒 川本 (683644)	△	○		
邑南町飛行場外 離着陸場 (邑智病院)	中野3848-2	1, 180	北緯34度53分37秒 東経132度27分19秒		○	○	

【瑞穂地域】

施設名	所在地	面積 (㎡)	標準座標	大型 ヘリ	場外着陸申請済		
					県	県警	自衛
青少年旅行村 運動広場	山田443-2	9, 500	北緯34度51分21秒 東経132度32分36秒 赤名 (756591)		○	○	

【羽須美地域】

施設名	所在地	面積 (㎡)	標準座標	大型 ヘリ	場外着陸申請済		
					県	県警	自衛
羽須美運動広場	上田4252	6, 191	北緯34度51分24秒 東経132度41分4秒 赤名 (886589)				
羽須美中学校 グランド	阿須那123	6, 250	北緯34度52分23秒 東経132度37分3秒 赤名 (824610)		○		

※ その他、ヘリコプター要請の際の標準座標の検索は国土地理院ホームページで検索できる。国土地理院HP→地図・写真・地理調査→ウォッチズ

(<http://watchizu.gsi.go.jp/>)

5 救援

(1) 避難施設等

① 避難施設一覧・・・一時集合場所を兼ねる

【石見地域】

避難所	地区・集落	施設面積	収容人数	電話番号	内線番号
矢上高校 屋内	矢上 下京	1, 229	615	95-1105	
屋外		18, 223	9, 112		

矢上小学校 屋内	矢上 下京	3,058		95-0019	1900・1901
屋外		8,000	4,000		
矢上交流センター（公民館）屋内	矢上 下京	2,954	1,478	95-1044	1800
（改善センター含む） 屋外		6,221	3,111		
いわみスタジアム 屋内	矢上 荻原	440	220	95-0414	
屋外		17,000	8,500		

避難所	地区・集落	施設面積	収容人数	電話番号	内線番号
中野公民館・グラウンド 屋内	中野 河原城	719	360	95-0310	1840
屋外		17,500	8,750		
中野体育館 屋内	中野 河原城	815	408	95-0310	
屋外		1,000	500		
石見東小学校 屋内	中野 幸米	2,495		95-0314	1930・1931
屋外		9,000	4,500		
石見中学校 屋内	中野 善教寺	4,917		95-1201	1940・1941
屋外		15,400	7,700		
石見養護学校 屋内	中野 下茅場	432	216	95-0319	
屋外		3,779	1,890		
井原公民館 屋内	井原 谷	1,300	650	95-0301	1810
屋外		4,300	2,150		
日貫小学校 屋内	日貫 桜井	2,368		97-0211	1920・1921
屋外		6,855	3,428		
日貫公民館 屋内	日貫 鳴滝	1,318	659	97-0902	
屋外		9,700	4,850		
日和小学校 屋内	日和 中日和	1,976		97-0616	1910・1911
屋外		10,281	5,141		
日和公民館 屋内	日和 中日和	1,250	625	97-0908	1820
屋外		3,500	1,750		

【瑞穂地域】

避難所	地区・集落	施設面積	収容人数	電話番号	内線番号
瑞穂中学校 屋内	出羽 淀原	4,134		83-0118	2900・2901
屋外		15,000	7,500		
元気館 屋内	出羽 淀原	5,593	2,797	83-1126	4100～4118
屋外		21,000	10,500		
	出羽 淀原	417	120	なし	
出羽公民館 屋内	出羽 山田	936	468	83-0912	2810
屋外		4,400	2,200		
青少年旅行村 屋内	出羽 山田	895	448	83-0221	

屋外		12,000	6,000		
瑞穂球場 屋内	出羽 淀原	248	124	83-0899	
屋外		12,000	6,000		
瑞穂小学校 屋内	田所 田所下	2,875		83-0107	2910・2911
屋外		8,000	4,000		
田所公民館 屋内	田所 田所下	1,296	648	83-0518	2800
屋外		1,900	950		

避難所	地区・集落	施設面積	収容人数	電話番号	内線番号
上田所農村公園 屋外	田所 中野原	5,500	2,750	なし	
上田所交流センター 屋内	田所 大原	546	273	83-0632	
屋外		2,700	1,350		
市木小学校 屋内	市木 観音寺原	1,127		85-0122	2930・2931
屋外		6,000	3,000		
市木公民館 屋内	市木 観音寺原	1,088	544	85-0126	2840
屋外		1,000	500		
高原小学校 屋内	高原 矢広原	2,436		84-0210	2920・2921
屋外		5,700	2,850		
高原公民館 屋内	高原 矢広原	1,205	603	84-0521	2820
屋外		7,500	3,750		
布施公民館 屋内	布施 布施	750	375	84-0651	2830
屋外		2,000	1,000		

【羽須美地域】

避難所	地区・集落	施設面積	収容人数	電話番号	内線番号
口羽小学校 屋内	口羽 根布	2,603		87-0011	3910・3911
屋外		7,300	3,650		
口羽中央集会所 屋内	口羽 根布	1,143	340	87-0910	3800
はすみリゾートセンター 屋内	口羽 西之原上	600	300	87-0327	
屋外		5,700	2,850		
羽須美中学校 屋内	阿須那 町上	4,036		88-0004	3920・3921
屋外		8,000	4,000		
阿須那小学校 屋内	阿須那 町上	2,568		88-0014	3900・3901
屋外		4,500	2,250		
阿須那公民館 屋内	阿須那 町上	1,843	922	88-0001	3810
屋外		3,900	1,950		
羽須美体育館 屋内	阿須那 町上	1,060	530	88-0454	

② 収容施設として活用できる土地（県指定）

仮設テント等の張場、応急仮設住宅の建設適地

注：面積1200㎡（応急仮設住宅1戸30㎡あたりの所要面積60㎡とし、20戸分）以上の市町村所有の土地又は管理する土地を掲載している。

注：形状はアスファルト舗装、コンクリート舗装、砂利舗装、更地（土砂を転圧したもの）

注：インフラの整備状況は、その土地に現状でそれぞれ整備されていない場合でも、近隣に幹線導管・幹線電線等があり、容易に設備できるものを○、できないものを×としている。

注：自衛隊の緊急手術セット（大型車両5両）の設置には、1600㎡以上の更地又は草地（アスファルト不適）が必要。なお、給水・排水施設があるとなお良い。

所在地	面積 (㎡)	現況		所有者又は管理者	大型車 進入可	インフラの整備状況			備考
		用途	形状等			水道	下水道	電気	
淀原818-10	9,000	野球場	更地	町	可	○	○	○	駐車場舗装
矢上7079-1外	12,000	野球場	更地	町	可	○	×	○	一部舗装
上田4252	3,000	運動広場	更地	町	可	○	×	○	
井原2125-2	5,000	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	
矢上7493	4,000	駐車場	アスファルト	町	可	○	○	○	
中野991	7,000	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	
山田443-2	5,000	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	福祉施設
中野3595-18	4,000	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	
阿須那細谷	2,000	旧工場用地	更地	町	可	○	×	○	
上田所	5,500	農村公園	更地	町	可	○	×	○	

（２）生活物資の備蓄及び調達

生活物資の備蓄は、流通備蓄とし、次の調達に関する協定により行なう。

【災害時における生活関連物資の調達に関する協定 協定者一覧】

物資の区分	業種	名称	代表者名	所在地	電話番号
食料・日用品	全般	島根おおち農業協同組合	組合長 右田周作	下田所277	83-1802
食料・日用品	全般	邑南町商工会	会長 野田修喜	矢上3854-2	95-0278
食料・日用品	全般	協同組合アベル	代表 野田昇介	矢上996	95-3030
食料・日用品	全般	いわみブラザ有限公司	代表取締役 春名慎一	中野668-2	95-1131
食料・日用品	全般	ショッピングセンターみずほ 有限公司みずほ	代表取締役 桑野勝恵	下田所263-1	83-1211
食料	旅館	いこいの村しまね 株式会社雲海	代表取締役 溝辺 毅	矢上8532-2	95-1205

食料	旅館	香遊館 株式会社雲海	代表取締役 溝辺 毅	矢上8532-2	95-3505
食料	食料品	丸金	前田昭治	中野3605-13	95-1969
食料	食料品	ヤマキショップ みかみ有限会社	代表取締役 三上淳司	山田75-1	83-1780
食料	食料品	朝日屋商店	桑野千郷	鱒沢697-6	83-1113
食料	食料品	ヤマキショップ はまのや	洲浜節子	上亀谷281	83-2138
食料	食料品	ポプラ瑞穂店(旬)日野酒店	代表取締役 市川博康	下田所259-2	83-2122

物資の区分	業種	名称	代表者名	所在地	電話番号
食料	食料品	フーズフーズ	日高 治	淀原197-1	83-2174
食料	民宿	市木民宿組合	代表 田中芳三	市木2169	85-0339
食料	旅館	水明カントリークラブ 瑞穂トラリゾート(株)	代表 ポール サトル モリ	上亀谷2075	83-1811
食料	民宿	じろうさんの家	鈴木二郎	岩屋1258	83-0833
食料	民宿	民宿日野	日野勇治	下田所236	83-0134
食料	民宿	ヌーク	栗原達也	上田5464	87-0170
食料	製パン	広島屋ベーカリー 広島屋有限会社	代表取締役 坂根富二子	矢上4634	95-0070
食料	製パン	イナダ	稲田敏則	上亀谷343-1	83-0124
食料	飲食	西学校給食センター 邑南町学校給食会	会長 教育長	淀原153-1	83-2295
食料	飲食	東学校給食センター 邑南町学校給食会	会長 教育長	淀原153-1	83-0517
食料	食料品	井原西区農業生産組合	代表 平田数俊	井原470-1	95-1982
食料	食料品	農産加工はすみ	代表者 松島菊江	阿須那227-2	88-0629
食料	食料品	A コープ中国石見店	店長 野上貴教	矢上53	95-1045
食料	食料品	農協 農事組合法人雲井の里	組合長 代表理事 藤井 進	井原964-1	95-1986
食料	食料品	農協 澤田知美	組合長 澤田知美	矢上1875-1	95-0813
食料	食料品	農協 J A 日和店舗運営委員会	組合長 委員長 溝口定信	日和1015	97-0126
食料	食料品	農協 J A 日貫店企画委員会	組合長 委員長 静間英明	日貫3067-4	97-0401
食料	食料品	農協 栗原達也	組合長 栗原達也	阿須那79-1	88-0052
食料	雑貨	ホームセンターライフ	寺本春夫	矢上5917-19	95-2130

【邑南町商工会内訳】

物資の区分	業種	名称	代表者名	所在地	電話番号
-------	----	----	------	-----	------

日用品	婦人服	アイマス屋	渡邊 登	矢上21-3	95-0132
日用品	呉服	あおき	青木一枝	矢上4036	95-0124
食料	飲食店	味亭石見	森脇秋寿	矢上167-9	95-1988
食料	飲食店	有限会社池寿し	篠原利明	矢上3-3	95-0190
日用品	文房具	有限会社イシダ	石田糾平	矢上996	95-0166

物資の区分	業種	名称	代表者名	所在地	電話番号
食料	飲食店	いわみフルーツランド M・A味蔵	堀田定男	矢上3123-4	95-2093
日用品	寝具等	駅前家具店	駅前一枝	矢上104-6	95-0016
食料	食料品	大田商店	大田辨三	矢上24	95-0037
日用品	婦人服	大畑衣料品店	大畑シズエ	矢上44	95-0067
食料	飲食店	吉	渡利 誠	矢上1034	95-0922
食料	飲食店	駒寿司	村田晴彦	矢上79-2	95-1513
日用品	寝具	酒井ふとん店	酒井利和	矢上1846	95-0133
日用品	衣服等	さかい	酒井徳信	矢上996	95-0201
食料	飲食店	縄文村	駅前友樹	矢上8503	95-1341
食料	食料品	竹添商店	森脇シズエ	矢上3906	95-0257
食料	食料品	竹森商店	竹森成徳	矢上467-2	95-0028
食料	飲食店	楽人	三宅純夫	矢上7002	95-2203
食料	食料品	ショップ・ソク・センターダイシン	松島多助	矢上29	95-0012
日用品	電器具	株式会社つかだ	塚田 豊	矢上996	95-0252
食料	食料品	有限会社ディプロ	服部充雄	矢上62-1	95-0551
日用品	衣類	有限会社野田久	野田修喜	矢上996	95-0299
食料	食料品	間商事有限会社	間 隆治	矢上996	95-0193
食料	旅館	福沢屋旅館	間 国隆	矢上45	95-0018
日用品	医薬品	有限会社フリード	井上 淳	矢上996	95-0112
食料	食料品	有限会社プラザ商会	坂原幹夫	矢上996	95-1133
食料	食料品	松川商店	松川 博	矢上3537	95-0277
食料	飲食店	まるちゃん	足立悦子	矢上462-9	95-2377
食料	飲食店	万禧亭	寺脇秀行	矢上2794	95-0340
食料	食料品	山根商店	森脇清美	矢上3539	95-0129
日用品	婦人服	ユリー洋品店	服部百合子	矢上25	95-0148
食料	食料品	有限会社魚彰	坂根 彰	中野668-2	95-0077
食料	食料品	有限会社垣崎醤油店	垣崎正紀	中野1046	95-0321
食料	飲食店	空海	岡部浩文	中野3813-1	95-2200
食料	旅館	グリーンオアシス	小笠原国人	中野3706-5	95-2358
日用品	電器具	児玉電気店	児玉逸郎	中野668-2	95-0295
日用品	医薬品	有限会社春栄堂	春名慎一	中野668-2	95-2495

食料	飲食店	石州庵	藤岡満男	中野3827	95-1147
食料	食料品	寺本酒店	寺本作人	中野2438	95-0339
日用品	電器具	デオデオいわみ店	森脇敏彦	中野744-8	95-2028
食料	食料品	中村屋商店	吉賀孝夫	中野1572	95-0373
食料	食料品	日高孝男商店	日高孝男	中野2412-5	95-0400
食料	食料品	有限会社フジマサ	上田富士夫	中野	95-0077
日用品	衣料	松屋商店	椿 亀重	中野668-2	95-2485

物資の区分	業種	名称	代表者名	所在地	電話番号
食料	食料品	上田商店	上田 勝	井原1388	95-0328
食料	飲食店	喫茶通り道	笠岡百合子	井原1362-5	95-0927
食料	食料品	農事組合法人雲井の里	代表 藤井 進	井原825-3	95-1726
食料	雑貨	住木屋商店	服部 隆	井原2236-1	95-0383
食料	食料品	前田工商店	前田 工	井原	95-0368
日用品	医薬品	山口屋商店	鶴岡久枝	日貫	97-0745
食料	食料	小田商店	小田経子	市木202	85-0220
食料	食料品	稲垣酒店	稲垣順三	市木1763	85-0032
食料	食料品	静間商店	静間浄亘	市木1779-1	85-0144
日用品	電器具	小田電器店	小田忠士	市木567-11	85-0170
食料	飲食店	サン丸瀬	林 光信	市木538-9	85-0453
食料	飲食店	源さん	原田智子	市木2049-1	85-0616
食料	食料品	町田商店	町田義光	鱒淵155-7	83-0306
食料	飲食店	田園	松川 始	下田所155-2	83-0116
食料	飲食店	大和屋酒店	三宅久枝	下田所914	83-0142
日用品	電器具	平野電器店	平野寿昭	下田所1087	83-0293
食料	食料品	林食料品店	林 敏文	下亀谷480-3	83-1151
食料	食料品	上田酒店	上田一幸	鱒淵199	83-0309
食料	飲食店	梟	森近正道	下亀谷918-6	83-0509
食料	飲食店	道の駅	張 群蘭	下田所260-3	83-0100
食料	飲食店	京ら屋	村田光治	上田所1803-1	83-1808
食料	食料品	川久保食品	川久保敦人	三日市452-5	83-0209
食料	食料品	有限会社みずほ食品	高橋 實	出羽424	83-0043
食料	食料品	和田食料品店	下前月枝	三日市494	83-0903
食料	飲食店	まつや	森脇幸子	淀原256-2	83-0252
日用品	医薬品	日高薬店	小畑雅子	三日市516	83-1003
食料	食料品	ヒシヤ商店	谷 澄江	三日市506	83-1006
食料	食料品	木村酒店	木村久子	三日市509	83-1007
日用品	電器具	中村電機商会	中村義信	三日市515	83-0034
日用品	衣料	有限会社野田久	野田修喜	山田75-1	83-1315
食料	食料品	有井食料品店	有井 豊	三日市512	83-0487

食料	飲食店	よろず庵	中村功治	山田98	83-0888
食料	旅館	小西旅館	小西トク	三日市493	83-1004
食料	飲食店	かっぱ亭	田中健二	三日市500	83-1966
食料	食料品	ファミリーショップうめだ	梅田為男	高見926	84-0016

物資の区分	業種	名称	代表者名	所在地	電話番号
食料	食料品	新屋敷商店	三上 甫	高見927-6	84-0013
食料	食料品	蔵吉屋商店	三上玉子	高見931-1	84-0514
食料	食料品	スーパー内坂	内坂 堯	布施497-2	84-0714
食料	食料品	瑞穂産直市組合	柳川圭次	下田所260	83-1271
食料	食料品	福原商店	福原小澄	宇都井312-4	88-0106
日用品	電器具	田辺商店	田辺政之	下口羽554	87-0025
日用品	医薬品	日高薬店	日高富子	下口羽	87-0048
日用品	衣料	森脇商店	森脇伸也	下口羽555-5	87-0016
食料	食料品	品川酒店	品川準三	上田410-1	87-0242
食料	食料品	白川商店	白川涼子	上田	87-0722
食料	食料品	加藤寿老味噌醸造本舗	加藤芳蔵	下口羽1206	87-0026
日用品	衣料	田島屋商店	林 樹宏	下口羽1214	87-0020
食料	食料品	三上商店	三上康子	下口羽1425-1	87-0621
食料	食料品	田中酒店	田中英子	雪田100-5	88-0224
食料	食料品	高見屋商店	三上キミエ	宇都井	88-0445
食料	食料品	日高商店	日高二三男	阿須那558-3	88-0157
食料	食料品	斉藤商店	斉藤定雄	阿須那7	88-0009
日用品	衣料	大黒屋	斉藤勝利	阿須那33-5	88-0053
日用品	電器具	大西電機	大西弘人	阿須那1145-1	88-0345
食料	食料品	加藤商店	加藤トミエ	阿須那	88-0015
食料	旅館	田中旅館	田中豊子	下口羽599-6	87-0019

【市木民宿組合内訳】

物資の区分	業種	名称	代表者名	所在地	電話番号
食料	民宿	ウッディ丸瀬	奥野勇男	市木538-9	85-0453
食料	民宿	ペンションヴィラ季節風	稲垣葉子	市木6268-23	85-1034
食料	民宿	ペンションマーボー	中越美保子	市木2037	85-0708
食料	民宿	民宿石橋	石橋敦子	市木1807	85-0038
食料	民宿	民宿大平	大平恒代	市木1952	85-0327
食料	民宿	民宿小田	小田忠士	市木567-11	85-0121
食料	民宿	民宿田中	稲垣整爾	市木2026	85-0330

食料	民宿	民宿とまりん	大平一雪	市木2175-2	85-0432
食料	民宿	民宿にいや	田中芳三	市木2169	85-0339
食料	民宿	民宿日高	日高幸二	市木1760	85-0031
食料	民宿	山小屋ロッキー	上田 進	市木	85-0412

災害時における生活関連物資の調達に関する協定書

邑南町長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、災害及び武力攻撃事態等（以下「災害等」という。）が発生した場合における食料その他応急生活物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資を要請することができる。

- （1）邑南町内に災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）邑南町外で発生した災害等に関し、国、関係都道府県、又は関係市町村から物資の調達のあっせんを要請されたとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、別紙1により行なうものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、第1条の規定による要請を受けたときは、要請に係る物資を速やかに甲に供給する措置を講ずるとともに、その措置の状況を別紙2により甲に報告するものとする。

（価格）

第5条 物資の取引価格は、災害時の発生直前における適正な価格（引き渡しまでの運搬費を含む。災害等発生前の取引の場合は取引時の適正な価格とする。）を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（物資の輸送及び引渡し）

第6条 物資の輸送は、甲が災害等の状況に応じ指定する場所まで、原則として乙が行なうものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引き渡しを受けるものとする。ただし、乙が輸送することが困難と認められる場合は、甲の指定する者が輸送するものとする。

(代金の支払)

第7条 乙は、物資を甲に引き渡した場合は、物資の代金（引渡し場所までの輸送費を含む。）を甲に請求するものとし、甲は乙からの適法な請求に基づき、速やかに物資の代金を支払うものとする。

2 前条に規定する引渡し前に生じた物資の亡失、毀損等は乙の負担とする。

(補償)

第8条 第6条の規定により乙が物資の輸送を行なった場合において、輸送に従事した者が、輸送に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは身体に障害がある状態になったとき、又は乙が輸送に使用した車両等の機材若しくは商品等に損害が生じた場合の補償については、甲と乙は誠意をもって協議するものとする。

(供給可能数量等の報告)

第9条 乙は、この協定の成立の日及び毎年5月1日現在の物資の供給可能数量及び災害等の際の輸送方法等を別紙3により甲に報告するものとする。

(担当者名簿の作成)

第10条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年5月1日現在の事務担当者名簿を別紙4により作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度中途において異動等があった場合に準用する。

(県協定及び他市町村協定との調整)

第11条 乙が島根県との間にこの協定と同様の協定を締結している場合が、乙と島根県との協定により調整され、この協定を優先することとなる。

2 乙が他市町村との間にこの協定と同様の協定を締結している場合は、甲が当該市町村と調整するものとする。

(廃止通知等)

第12条 乙は、第9条の規定による報告を行なった後、当該報告に含まれる物資の取扱いを廃止し又は休止した場合は、甲にその旨通知するものとする。

2 乙は、前項の規定による休止の通知を行なった後、物資の取扱いを再開した場合は、遅滞なく甲にその旨を通知するものとする。

(有効期限)

第13条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

2 乙が、前条第1項に規定する廃止の通知を行なった場合は、この協定は、その廃止に係る物資について効力を失う。

3 乙が、前条第1項に規定する休止の通知を行なった場合は、この協定は、その休止に係る物資についての効力を失う。ただし、同条第2項に規定する再開の通知が甲に到達

した時点から、この協定は当該物資についての効力を生じるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 島根県邑智郡邑南町矢上6000番地
邑南町長 石 橋 良 治

乙

別紙（第2条関係）

物資の区分	品目名
食 料	弁当、おにぎり、牛乳、ボトル入り飲料水、ボトル入り飲料、パン（食パン、菓子パン、調理パン）、朝食シリアル、めん類（即席麺、カップ麺、等）、切り餅、缶詰（イージーオープン優先）、レトルト食品（ごはん、おかず類、カレー、ベビーフード等）、育児用調整粉乳（粉ミルク）、即席味噌汁・スープ、カップ味噌汁・スープ、漬物、梅干、佃煮、ソーセージ、米（精米、乾燥米飯）、肉、魚、野菜、果物、バター、ジャム、食塩、砂糖、味噌、醤油、食用油、緑茶、コーヒー、紅茶
日用品	衣類・・・肌着、靴下、防寒具、防災ずきん 寝具関連用品等・・・タオル、毛布、枕、敷物（ビニールシート等）等 作業関連用品等・・・軍手、雨具類、運動靴、スリッパ（サンダル含む） 衛生関連用品等・・・トイレットペーパー、ティッシュペーパー（濡れティッシュを含む）、紙おむつ、生理用品、洗剤、石けん、シャンプー、（ドライシャンプーを含む）、歯ブラシ、練り歯磨き、マスク、スプレー式防虫剤、蚊取り線香 飲食、炊事関連用品等・・・卓上ガスコンロ、同ガスボンベ、刃物（包丁等）、紙食器（コップ、皿、碗等）、箸（割り箸等）、スプーン、缶切り、ほ乳びん、アルミホイール、魔法瓶、鍋、やかん 保存、清掃関連用品等・・・石油ストーブ、懐中電灯、乾電池、ローソク、簡易ライター、マッチ、使い捨てカイロ その他・・・文房具、裁縫道具、ロープ、ひも、テープ（ガムテープ等）

別紙 1 (第 1 条、第 3 条関係)

生活関連物資供給要請書

平成 年 月 日

様

邑南町長 石 橋 良 治

災害時における生活関連物資の調達に関する協定書第 1 条の規定に基づき、別紙のとおり物資の供給を要請します。

(別紙)

- 1 物資の区分 ()
- 2 要請物資等

品目名	数量	引渡日時及び場所	引渡確認者	備考

3 連絡先

邑南町 (課、局、室) 係 担当者 :
(電話 : FAX :)

(注) 別紙は、協定書別表の物資の区分毎に別葉とする。
口頭で要請する場合は、この様式に準じて行なう。

(3) 医療機関

【石見地域】

設立主体	病院医院名	所在地	電話	管理者名	診療科目	病床数
一組	公立邑智病院	中野3848-2	95-2111	病院組合 管理者	内・外・歯 整形・小児 精・泌・産 麻	98
町立	国保直営 井原診療所	井原2201-2	95-0308	邑南町長		
町立	国保直営 日貫診療所	日貫3365	97-0907	邑南町長		
町立	国保直営 矢上診療所	矢上3853-1	95-3070	邑南町長		
個人	大隅医院	中野	95-3679	大隅 泰	内・泌	
個人	岸歯科医院	矢上28	95-0010	岸 祐二	歯	

【瑞穂地域】

設立主体	病院医院名	所在地	電話	管理者名	診療科目	病床数
法人	三笠記念クリ ニク	上田所39-5	83-2050	理事長 三上巖信	内	
法人	星ヶ丘クリニック	高見821-1	84-0006	理事長 三上巖信	内・外・泌 整形・小児	
個人	三上医院	山田33-6	83-0977	三上巖信	内・外・婦	
個人	瑞穂歯科クリニック	下田所155	83-1710	森崎紀文	歯	

【羽須美地域】

設立主体	病院医院名	所在地	電話	管理者名	診療科目	病床数
町立	国保直営 阿須那診療所	阿須那150-1	88-0176	邑南町長		
個人	河野医院	下口羽1102	87-0303	河野圭一	内・外	

【町外】

医療機関名	所在地	診療科目	病床数	電話
市立大田病院	大田市大田町吉永 1428-3	内・精小・外・整 泌・皮・産婦・耳 計17	一般335 感染 4	08548 2-0330
江津済生会病院	江津市江津町1551	内・小・外・整形 脳・皮・泌・産婦 眼・耳・放	314	0855 52-2550

医療機関名	所在地	診療科目	病床数	電話
浜田医療センター	浜田市浅井町777-12	内・精・小児・外 脳外・皮・泌・整 産婦 計18	一般350 感染 30	0855 25-0505
大朝ふるさと病院	山県郡北広島町新庄 2417-1	外・内・整	98	0826 82-3900
千代田中央病院	山県郡北広島町有田 1192	内・整形・外・婦 耳・小児・眼・透	120	0826 72-6111
吉田総合病院	安芸高田市吉田町 吉田3666	内・整形・外・耳 産婦・泌・精・眼 小児・放・麻・脳 神・	340	0826 42-0636
加藤病院	川本町川本 383-1	内・眼・耳・小児 産・整形・放・麻 外	85	72-0640
加藤クリニック	川本町因原 81-1	内・胃・外・整形 放		72-2311
市立三次中央病院	三次市東酒屋町 531	内・消・循・小児 呼・外・呼外・皮 整形・脳神・産婦 計17	350	0824 65-0101

(4) 臨時の医療施設として想定される場所（県指定）

施設名	所在地	面積(m ²)	電話	備 考
はすみ交流センター	下口羽1124-1	329	87-0670	避難所指定無し、大会議室有り
ハンザケ自然観	上亀谷475	425	83-0819	避難所指定無し、大会議室有り
保健センター	中野3848-2	750	95-0455	避難所指定無し、大会議室有り

(5) 火葬場

名 称	所 在 地	電 話	備 考
水晶苑	矢上9519-3	95-0855	
紫光苑	鱒淵3019-4	83-0180	
やすらぎ苑	阿須那2713-3	88-0025	

邑南町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月22日

条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、邑南町国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下、この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が別に定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、邑南町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
による救援の程度及び方法の基準

(平成十六年九月十七日厚生労働省告示第三百四十三号)
最終改正：平成十九年三月三十日厚生労働省告示第百十号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成十六年九月十七日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度
及び方法の基準

(救援の程度及び方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長）は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行なうこととする。

一 避難所

イ 避難住民（法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第二条第四項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合には、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗機材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費

は、一人一日当たり三百円（冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次ぎに掲げるところによること。

（１）一戸当たりの規模は、二十九．七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は二百三十二万六千円以内とすること。

（２）長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり三百円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場所は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法（平成十六年法律第百十号）第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条及び第七条の規定は、長期避難住宅について適応があるものとする。

二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 一戸当たりの規模は、二十九．七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百三十二万六千円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行なうこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千十円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯 の額	二人世帯 の額	三人世帯 の額	四人世帯 の額	五人世帯 の額	世帯員数が六人の以上一人を 増すごとに加算する額
夏季	一万七千 三百円	二万二千 三百円	三万二千 八百円	三万九千 三百円	四万九千 八百円	七千三百円
冬季	二万八千 六百円	三万七千 円	五万六千 六百円	六万五百 円	七万五千 九百円	一万四百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の搜索及び救出)

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の搜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出するものであること。

- 二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
- イ 棺（付属品を含む。）
 - ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
 - ハ 骨つば及び骨箱
- 三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人十九万三千円以内、小人十五万四千四百円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十一万円以内とすること。

(学用品の給与)

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校

生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二 被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

（１）小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

（２）高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

- （１）小学校児童 一人当たり 四千百円
- （２）中学校生徒 一人当たり 四千四百円
- （３）高等学校等生徒 一人当たり 四千八百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（死体の搜索及び処理）

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- （１）死体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- （２）死体の一時保存
- （３）検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千三百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万七千円とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 飲料水の供給

ロ 医療の提供及び助産

ハ 被災者の捜索及び処理

ニ 死体の捜索及び処理

ホ 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の
照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令

(平成十七年三月二十八日総務省令第四十四号)

最終改正：平成十八年三月三十一日総務省令第五十号

(最終改正までの未施行法令)

平成十八年三月三十一日総務省令第五十号（一部未施行）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十五条第二項及び第二十六条第四項（これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

(安否情報の収集方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第三条 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

- 2 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを認識するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。
- 3 前項ただし書きの場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（安否情報の回答方法）

第四条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成十八年三月三十一日総務省令第五十号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

- 様式第1号 （第1条関係）
様式第2号 （第1条関係）
様式第3号 （第2条関係）
様式第4号 （第3条関係）
様式第5号 （第4条関係）

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別する情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

（注1） 本収集は国民保護法第9 4 第1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第9 5 条第1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別する情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの 照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注1） 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先		
同意回答者住所			続 柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族とします。

新

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4のこと。
- 2 「③の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「④国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力が暴行被害により死亡した住民にあっては、「⑤負傷又は疾病の状況」欄に「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑥現在の居所」欄に「連体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑦～⑨の希望又は同意欄では、安置情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意については特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

様式第4号(第3条関係)

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申 請 者 住所(居 所) 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③ の場合、理由を記入願 います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()	
備 考		
被 照 会 者 を 特 定 す る た め に 必 要 な 事 項	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他()
	その他個人を識別す ための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号(第4条関係)

安 否 情 報 回 答 書

		年 月 日
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答 します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他()
	その他個人を識別する ための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死体の所在」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害(第 報)

年 月 日 時 分
 邑 南 町

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 邑南町 番地(北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
	(人)	(人)	重傷 (人)	軽傷 (人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

火災・災害等即報要領

				(昭和59年10月15日)
				消防災第267号消防庁長官)
改正	平成	6年12月	消防災第279号	
	平成	7年4月	消防災第83号	
	平成	8年4月	消防災第59号	
	平成	9年3月	消防情第51号	
	平成12年	11月	消防災第98号	(消防情第125号)
	平成15年	3月	消防災第78号	(消防情第56号)
	平成16年	9月	消防震第66号	

第1

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第22条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

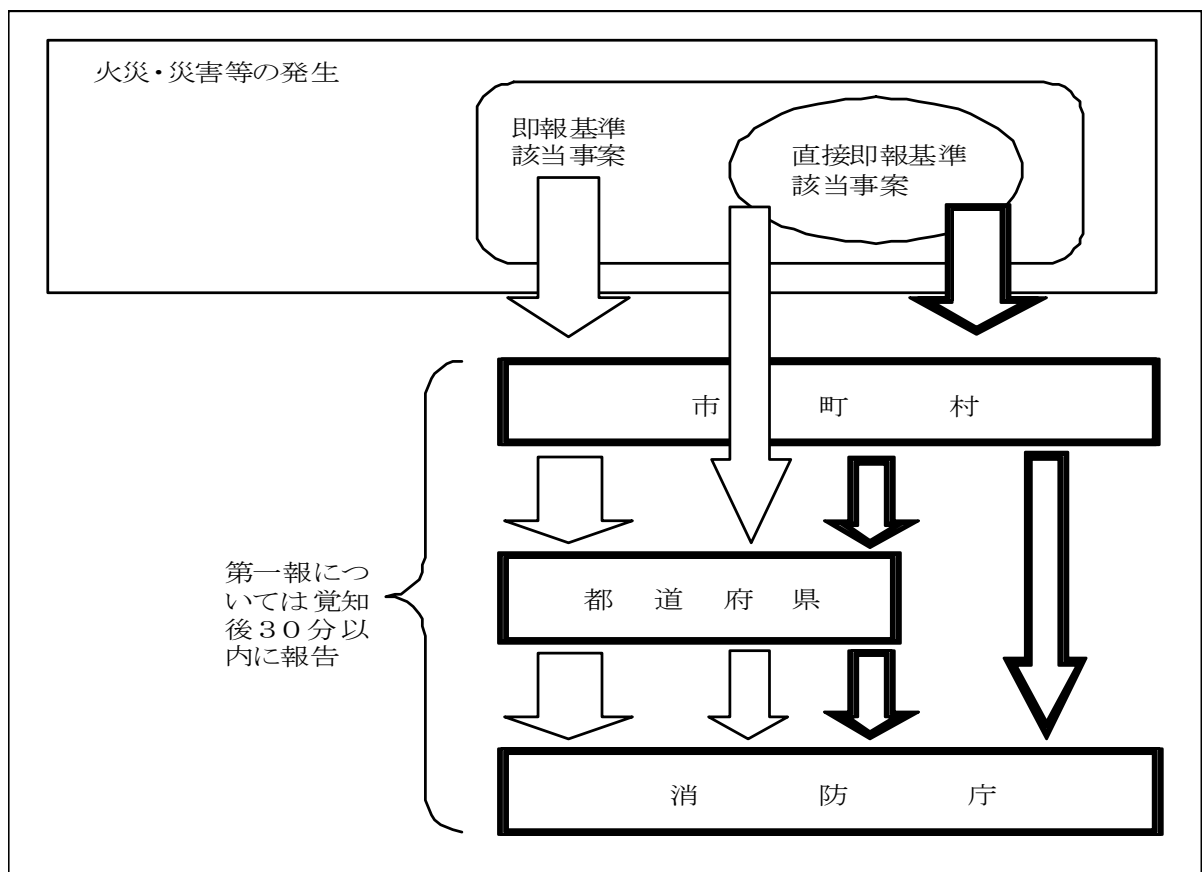
なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（昭和57年12月28日付消防救第53号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。(1)及び(5)において同じ）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合においては、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1) から (4) までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - 3) 特定事業所内の火災（ 1）以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

(例示)

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度 4 以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの

2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

1) 第2の1の(2)のウの1)、2)に同じ。

2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上区域に影響を与えたもの

3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

〈火災即報〉

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

- 1) 死者3人以上生じた火災
 - ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要
 - ア) 建物等の用途、構造及び環境
 - イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の結果
 - イ 火災の状況
 - ア) 発見及び通報の状況
 - イ) 避難の状況
- 2) 建物火災で個別基準の 5) 又は6) に該当する火災
 - ア) 発見及び通報の状況
 - イ) 延焼拡大の理由
 - ア 消防事情 イ 都市構造 ウ 気象条件 エ その他
 - ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
 - エ) 罹災者の避難保護の状況
 - オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方自治体の応援活動を含む。）
- 3) 林野火災
 - ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
※必要に応じて図面を添付する。
 - イ) 林野の植生
 - ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- 4) 交通機関の火災
 - ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつ

ては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が「消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の種別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のうように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、様態、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応急要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

〈救急・救助事故等即報〉

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

〈災害即報〉

4 第4号様式

1) 第4号様式－その1

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

- (ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- (イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- (ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- (エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- (オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式ーその2（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方

平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物
愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じて、以下の措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・ 地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物（以下「危険動物という。」）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等

の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対応事態における動物の保護等

緊急対応事態における動物の保護等については、1 及び 2 に準ずるものとする。

島根県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、島根県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するために、島根県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水災害又は地震等の災害で、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、島根県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響をあたえるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動がもっとも有効な場合

2 応援要請の手続きは、島根県環境生活部消防防災課防災航空管理所（以下「管理所」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けた時は、災害発生現場の気象条件を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定により応援要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の

隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部を置かない町村にあっては、当該町村長。）が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動（救急業務を含む。）に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定書（以下「消防相互応援協定」という。）及び、平田市、大社可及び消防にかかる一部事務組合の救急業務に関する相互応援協定書（以下「救急相互応援協定」という。）に基づく応援要請があったものとみなす。

2 発災市町村等が救急相互応援協定に加盟していない場合の救急業務については前項の規定は適用せず、県の業務としての救急活動とする。

（経費負担）

第8条 前条第1項に該当する活動に従事する場合における応援に要する経費は、消防相互応援協定及び救急相互応援協定の規定にかかわらず次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 応援のために生ずる超過勤務手当などの手当、燃料費等の運航経費及び事故により生じた経費は島根県の負担とする。ただし、特別の事情がある時は県と関係市町村が協議のうえ決定するものとする。

(2) 前各号以外の経費については島根県と関係市町村が、その都度協議のうえ決定する。

2 前項の規定は、災害応援時の費用負担について定めるものであり、防災航空隊の経常的な人件費等の負担については、別に定めるところによるものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項は、島根県及び市町村等の長が協議して定めるものとする。

（適用）

第10条 この協定は平成6年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書69通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれその各1通を所持する。

平成6年3月28日